

座田維貞 ——和氣清麻呂の顕彰者——

若 井 勲 夫

要 旨

江戸時代後期に院雑色を務めた座田維貞は現在、忘れられてあるが、幕末のころ、実務に長けた官人でありながら、儒学と国学を兼ねた学者にして、尊皇思想の実践家として重要な働きをした。その立場上、表立って指導していくことはなかったが、時の閣白や大臣、また公卿の間を取り持ち、時には利用し、事を処理していく実務面に能力を発揮した。今まで維貞についてまとまった伝記類はなく、不明な点も多かった。そこで、本稿は数少い史料に基づき、二十五年に亘る活動期の中から重要な働きを取り上げ、事績とともにその思想と精神を明らかにしようとした。明治維新に至る前段階の裏方の魁として、維貞を評価することに歴史的な意義が認められる。主な論点、要点は次の通りである。

(1) 自著の『国基』(天保八年刊、安政二年再刊)は儒教を必ずしも排斥せず、水土論によってわが国体の独自性、主体性を説いた。この書は当代だけでなく、明治から昭和前期まで思想的な影響を与へた。(2) 弘化三年に公家の子弟の学問のため学習所(後の学習院)が設置されると同時に雑掌に就き、庶務を担当した。後には講読の手伝ひも兼ねて、教学にも携はった。(3) 菅原道真作と伝えられてきた『菅家遺誠』に付け加へられた第二章の普及に力を入れた。その上、この要言を刻んだ石碑を北野天満

宮と大坂天満宮に建て、和魂漢才碑として広く知られるやうになった。また、この摺本を販売し、和魂漢才が思想として定まる端緒になった。(4) 右の(1)の普及と(2)の活動は維貞の独力でなされたものではなく、閣白、大臣、法橋、北野寺の僧など周辺の人々が組織的に動いたことにもよる。この協同があったからこそ、当時の思想を導くことができた。(5) 和氣清麻呂の功績を讃へ、その顕彰に志し、嘉永二年に「和氣公追褒の建議」を奏上し、その翌々年、孝明天皇は、神護寺内の清麻呂の霊社に正一位護王大明神の神階神号を授けられた。さらに、清麻呂を評価する「和魂漢才實事篤行」碑を建立した。(6) 同じころ、伝清麻呂真筆とされる「我獨慙天地」が世に出て、摺本として広がっていった。これについて、この書は真筆ではなく、維貞が造語して自ら筆を取ったのではないかと推定される。(7) 五十代後半の安政年間、維貞の名が知られるにつれ、その人物を評価する正反対の見方が出てきて、身辺が緊迫してきた。維貞は真面目な吏職であるが、立場上、動きにも制限があり、世を動かすには上層部に取り入る必要もあった。そのことから誤解されることもあったであらう。(8) 維貞の書いた文書類だけでなく、和歌、漢詩も収集できたものはすべて掲げ、解説した。

キーワード・座田維貞、国基、学習院、和魂漢才説、和氣清麻呂

- 一、出自・速水家・出任
- 二、座田四家の家系
- 三、『国基』と『国基題詠集』の出版
- 四、学習院の雑掌
- 五、『菅家遺識』と和魂漢才説
- 六、和氣清麻呂の顕彰
- 七、晩年の動静と人物評
- 八、終焉・追贈・意義
- 九、和歌・漢詩・存疑の著作
- 十、伝和氣清麻呂真筆「我獨慙天地」

〔注〕

〔付図〕座田四家略系図（院雑色座田分家を中心にして）

〔付表〕座田維貞関係略年表

一、出自・速水家・出任

座田維貞さいだこれさだの出自については、寛政十二年（一八〇〇）美濃国に生れ、父は高須藩医の速水玄仲、後に都に出て院の雑色家雑色の座田維正の養子となった、といふのが通説である。⁽¹⁾これ以外のことについては今まで言及されず、在郷中のことはほとんど知られてゐない。そこで、まづこのことにつき史料に基づいて考証する。

父の速水玄仲が高須藩医であったことを証明する史料は実はなく、高須藩の『職禄名譜』の医師や家臣の中にその名を見出すことができない。この書は藩の創設（元禄十三年（一七〇〇））以来、明治維新に至るまでのすべての家臣の名が収録されてゐる。⁽²⁾高須藩は現在、岐阜県海津市海津町（旧海津郡海津町）にあったが、当地に速水姓は見

えず、維貞に関する史料も発見されてゐない。⁽³⁾もともと速水姓は尾張国に多くある姓で、現在も愛知県の各地域、とりわけ一宮市が県内の三割を占めてゐる。⁽⁴⁾

高須藩は尾張藩（名古屋藩）の支藩、家門小藩で、高須藩主は尾張徳川家の分家である。尾張藩主に後継者が絶えた場合、高須藩から宗家に入り、後を継ぐこともあった。尾張国西辺の守りも高須藩が受け持った。また、高須藩の役人が同時に尾張藩の同職を勤め、毎年一定の米金が与へられた。用水、治水の土木工事も尾張藩が受け持った。このやうに藩を置いて以来、高須藩は尾張藩の援助を受け、支へられ、明治三年に同藩に合併されるに至った。⁽⁵⁾このやうなことから、玄仲は大藩の尾張藩から支藩の高須藩に付家臣の医師として派遣されてゐたのではないだらうか。座田家に伝来する『院雑色座田家伝』と『五家々伝 座田氏』⁽⁶⁾によれば、維貞のところに「維正男、実濃洲高須住医師速水玄仲源氏友男」と記す。玄仲は美濃の高須に住する医師であり、氏は源で、名は氏友であることが分る。町の医師をしながら医療の技術に優れてゐたため、藩の医師としても時に応じて勤めに出たのではないだらうか。しかし、尾張藩の藩医や藩士の資料を調査しても、速水玄仲（氏友）の名が確認できない。⁽⁷⁾

尾張藩の書物奉行、松平君山（秀喜）が藩士の系譜を記録した『士林沂洄』⁽⁸⁾に別の速水家の家臣が載せられてゐる。同書によると、この速水家は「姓未考」で、代々、鷹匠たかじょうを勤め、初代は姓と名は不明で、以下、氏利（元禄六年没）、氏喜、時重、その弟が時昌（享保十六年、鷹匠）で、藤右衛門、藤左衛門を名乗る。一方、漢字は違ふが、逸水

家があり、姓は源で、やはり鷹匠を勤め、初代が氏信（承応三年没）、以下、氏次、氏吉、氏嗣（寛保二年、増石）と続き、藤右衛門を名乗る。また、樋口好古（知足齋）が寛政、文政年間に尾張国に加へて美濃国その他の尾州の領封内の郡村を巡行して石高を調査した『郡村徇行記』（尾州に限って『尾張徇行記』）によれば、速水藤右衛門の石高が「春日井部小田井庄鹿田村、同 味岡庄小木村」に記されてゐる。以上によって、近世の尾張国春日井郡（右の村は現在の春日井市、小牧市あたり）に速水家が確かにあり、速水玄仲（氏友）は鷹匠の速水家と同じ「氏」といふ通り字の名を使つてゐることが分る。両家は親族関係にあり、玄仲は美濃ではなく、もともと尾張出身ではなかつたかといふことも考へられるのである。また、右の『郡村徇行記』のうち、美濃国の総石高の約二割を占める尾張藩の領地を寛政年間に実地を檢分してまとめた『濃州徇行記』には速水姓が出て来ない。ただ、松平君山の『濃陽志畧』¹²に羽栗郡浅平村（現、羽島市福寿町浅平）に速水勘兵衛の「宅址」が載り、「今為田圃」と記されてゐる。また、『尾張藩士録（家中いろは寄）』には速水姓が六名出てゐるが、藩医や玄仲（氏友）に關はるものはない。¹³

なほ、尾張藩藩校の明倫堂督学の細野要齋が『感興隨筆』に「維貞もと尾張の人」と書き留めてゐる（後述）ことにも注意すべきである。また、維貞は後に自著『国基』を明倫堂に献納し、『菅家遺誠』の「要文二則」の碑銘を書き抜いて送つてゐること（後述）も考へ合せると、高須藩よりも尾張藩に近いとも言へる。かくして、玄仲、維貞ともに美濃高須における記録が見出せないことから、その通説が疑はしく

なつてくる。ただ、高須藩は前述の通り尾張藩の支藩であり、厳密に区別せず、尾張藩と混同して記述する例もあるやうで、その断定はできない。

以上のことを維貞の交友関係から言ふと、維貞が後に『国基』を著し、天覽を得たことを祝した『国基題詠集』（後述）に文章を寄せた「尾藩 高木当友」が「先生は我が藩士なる速水君の通家なり」と記す。つまり、尾張藩士に速水姓がゐて、維貞と通家、姻戚関係にあると言ふ。この藩士は玄仲と何らかの関係にあるのであらう。また「尾張府 仕士江戸 川口高朗」が、維貞は「本と美濃の高須の人にして」と記す。この他に、「濃州 牧靦」が序文、高須藩士の旭湾（沢田小十郎）が漢詩、林正軒が和歌を寄せてゐる。このことから、速水家はやはり高須藩とともに尾張藩とも関はりがあったことは言へさうである。ただ、それ以上の詳しいことについては不明である。

さて、高須藩は美濃国の海西、石津両郡内に一万五千石を領し、もともとの信濃国伊那郡内の一万五千石を併せて三万石を領知してゐた。後者の領地は現在、長野県飯田市竹佐である。この竹佐陣屋には高須から藩士が派遣されてゐた。しかし、速水の名が当地に伝はつてゐるかどうかについて、その名を確認することができなかった。¹⁴

以上の調査によつて、維貞と父速水玄仲（氏友）が高須、尾張、伊那のどの出身であるかについては、それを証明する史料がなく、その痕跡をほとんど残してゐないことが分つた。従来の高須藩医といふ説の根拠は前述の通り、座田家に伝はる『院雑色座田家伝』と『五家々伝 座田氏』、それを材料にして作成した『地下家伝』（後述）のみで、

客観的な文書が存在しない。従って、正確には出身が不詳であるが、右の通説を否定する根拠もないので、尾張藩医の蓋然性も考へつつ、取り敢へず本稿ではこれに従ふことにする。

次に、母については、父の玄仲に続いて、母は「かしはら榎原左衛門の女」とし、養父を座田維正とするのが通説である。¹⁷⁾つまり、この母は実母となるが、これは誤りで、実際は養母である。『六位藏人知行并由緒』に維貞が弘化三年（一八四六）に書いた「親類書」がある。書体は維貞独特の細い線を一筆書きのやうに流した書き方（後述）で、自筆と思はれる。ここに「父 院雑色 座田故若狭介 紀維正、母 濃州大野郡五ノ里村郷士、榎原左衛門女 死」、続いて、祖父は座田維親、祖母は稲荷神主女と記す。このことから、祖父母は京都在住の養祖父母のことであり、父母は養父母となる。次にこの裏に「妻 安原伊予守家来 上嶋藤兵衛女 男老入 女子老入」とある。また、養父維正の本家に維貞より十三歳年長の座田重就（実父は座田重増）がゐて、その母は先の『座田家伝』によれば、「濃州大野郡五ノ里村郷士榎原伊右衛門女」と記す。重就の父母はどちらも実親である。とすると、維貞が父母として記したのは父が養父である限り、母も養母、つまり、養父の妻といふことになる。座田の本家、分家（後述）ともに同郷で同族の女を妻に迎へてゐたのである。さらに言へば、『五家々伝』と『地下家伝』によれば、文化四年に院雑色に補せられた原田茂一（橘氏）がゐて、「信春男」と記すが、実際は「濃州大野郡五ノ里村郷士 榎原木工右衛門源安茂男」である（『五家々伝』では「々（村）士」とする。「木工右衛門」は「左衛門」の誤りであらう）。つまり、榎

原両家のうち、左衛門家の女が院雑色の座田分家に嫁し、男が同職の原田家の養子に入った。一方、伊右衛門家の女が座田本家に嫁した。このやうに五ノ里村郷士の榎原両家が京都の院雑色家と姻戚関係をなしてゐたと自然に諒解できるのである。¹⁸⁾このやうな由縁により、高須に住む維貞が京都の座田家の養嗣子に入ったのであらう。

さて、維貞の在郷中のことについてはほとんど伝はつてゐない。ただ分ることは、先の『国基題詠集』で、尾張藩の仕士が維貞のことを「世々侯家に仕へしが、往歳致仕して京都に之きき王室に奉仕せり」と記すのみである。藩の侍として勤めてゐたことになる。さうして、天保五年（一八三四）八月、三十五歳の時に養父の跡を継ぎ、院雑色に補せられ、続いて従六位下に叙せられるとともに同じ日に美濃介に任ぜられてゐる。¹⁹⁾上京して、座田維正の養嗣子になったのが正確にいつかは不明であるが、同じころのことであらう。同十三年三月には従六位上に昇進し、右兵衛大尉に任ぜられた。なほ、座田家では「座」の漢字を別体の「座」とするが、本稿では通用体を用ゐる。また、正式の文書や和歌、漢詩を書く時は家の名の「座田」ではなく、「右兵衛大尉紀維貞」と氏の名の「紀」を使つてゐる。

二、座田四家の家系

江戸時代の官人の座田家に四家あり、どれも本家と分家との関係にある。このうち三家は紀氏であるが、あとの一家は賀茂氏を名乗る。従来、この関係について述べられることはなく、誤解されることもし

ばしばあった。そこで、前述の『院雑色座田家伝』と『五家々伝 座田氏』を中心に、併せて『地下家伝』を参考にして座田四家の家系を略述する。

(1) 院雑色座田家(本家)

院雑色家の座田は紀氏で、祖の秀清(行次の男)は天正元年(一五七三)に院雑色と右官掌かじょうとに補せられ、慶長五年(一六〇〇)に没した。次の重宣、重次、重時、清次までほぼ同じ日付で院雑色と右官掌とに補せられてゐることに注意すべきである。以下、清益、清富、清宣、益宣と続く。益宣(改め維則)は滝口賀茂季蔭女を室とし(後述)、長男の友宣(改め重行、更に改め重増)が本家を継いだ。一方、次男の維親が分家となる(後述)。本家の重増を継いだ重就(天明七年(一七八七)〜安政五年(一八五八))は宮内少丞で画人としても著名で、内裏の障壁画を制作した。以下、重芳、重礼と続き、重慶、重秀(後述)で明治時代を迎へ、重孝、重光に至つてゐる。当家の菩提寺は京都市上京区の妙蓮寺の子院、玉龍院であるが、墓は、無縁となつてゐる。²²⁾

(2) 右官掌座田家(分家)

『地下家伝』では、秀清を祖とし、次いで清次、重次、重時、清水とする。この秀清は右の座田本家の祖でもあり、その長男重宣が本家を継ぎ、弟の清次が慶長五年に右官掌に補せられたとする。しかし、本家三代の重次を「清次男」とし、右官掌の職のみを記し、諸事の年月も不正確である。次に、重次の男で本家四代の重時を右官掌家四代とするが、役職を記さず、生年は年のみで、本家の記述と一年違つて

ゐる。そして、重時の弟である清水が重時の養子の形で入り、その清水の養子として賀茂社家の主水司もみづつか、岡本季仲の次男の行重が入つた。この清水、行重以下の記録から詳しく記され、ともに右官掌に補せられ、子孫がこの職を続けてゐる。従つて、当家の祖は清水(慶安三年(一六五〇)〜元禄十七年(一七〇四))とすべきである。結局、右に述べた秀清、清次の後を、本家の重次、重時で繋いで、院雑色職を省き右官掌職のみを取り出し、不確かな伝聞により系図を作つて、源流を本家の祖に遡らせたのであらう。²³⁾

これより以下、福親、好古、氏房、氏章、永章、政紹、氏利、氏重、氏延、氏忠、氏愛、氏喜と続く。氏喜(天保二年(一八三二)生)は『花洛羽津根』²⁴⁾に「右官掌 従六位下 座田玄審げんぼとく大允氏喜」とある。これ以降の名は『地下家伝』に記載されてゐない。当家が右官掌を継いでゐるのは前述の通り、本家の院雑色家が五代の間、両職を兼任してゐたことによる。なほ、当家の子孫と墓地については確認できてゐない。

(3) 滝口賀茂座田家(分家)

右に述べた通り、賀茂の社家、岡本季仲の次男の行重(元禄元年(一六八八)〜宝暦十年(一七六〇))は右官掌家清水の養子になり、秀時と改名し、正徳四年(一七一四)に右官掌を辞すると同時に養子の福親に譲り、賀茂季蔭と名を改め、宝暦五年(一七五五)に滝口に補せられてゐる。従つて、この家の祖は季蔭とすべきである。滝口賀茂氏ともいふが、元の養家の座田を称号とした。季蔭は院雑色本家の清富の女を室とし、季蔭の女は同家の維則に嫁し、座田三家と姻戚関

係で繋つてゐる。以下、辰季、添季（内舎人）、氏章（元、添氏）、氏彦と続く。次の太氏（文化十年（一一八一—三）—明治二十五年）は内舎人、大学少允、右京大進を兼ね、上賀茂神社の祠官も務め、歌人、国学者としても著名である。以下、城保、司氏（上賀茂神社宮司、昭和三十七年没）、一雄と続く。当家は「賀茂社家十六流の氏一流」に属してゐる。世にこの賀茂座田家を院雑色座田家と同じ家、また、親戚と推定する向きもあるが、正しくは養子関係であり、厳密には上賀茂神社によると別家、強ひて言へば遠い親族とすべきであらう。座田司氏が昭和初年に維貞関係の史料を所蔵したのだが、これは座田本家、分家とも京都を離れてゐたこと、司氏が神社関係の要職を務めてゐたことによらう。なほ、当家の墓は京都市北区西賀茂の西方寺の南側、市営の小谷墓地にある。

（4）院雑色座田家（分家）

前述の通り、益宣（維則）の長男の友宣（重増）が本家を継ぎ、次男の維親（明和二年（一七六五）—文化六年（一八〇九））が院雑色に補せられ、分家して、当家の祖となった。ついで、維則の五男の維正が維親の養子の形で継ぎ、さらに、維親の長男の維恭が維正の養子として継嗣したが、院雑色にならないまま十六歳で亡くなった。そこで、養子の維保が院雑色を務めたが、二十九歳で官を辞してゐる。そこで、維貞が三人目の養嗣子として迎へられ、当家の通り字「維」を名に使うことになったのである。

続いて、維貞は養子を取り、前述の弘化三年の「親類書」に「男彦人 女子彦人」と記した「男」はその維和のことである。しかし、維

和は三十二歳で没し、維直を養子に迎へ、その子、貫一郎（維貫）で明治時代に入った。この弟の祐三郎（後述）がこの分家筋を継ぎ、彦太郎、健一郎、敏雄と続いてゐる。当家の墓はもと本家の墓があつた妙蓮寺に現存する。⁽²⁶⁾（以上、維貞の座田家分家を中心に、他の三家との関わりが分るやうに系図を作成した。拙稿の末尾に〈付図〉として掲げる。）

三、『国基』と『国基題詠集』の出版

維貞は天保六年（一八三五）、『国基』の稿を書き上げ、同八年に刊行した。儒者の巖垣（岩垣）亀（月洲、岡田六蔵。岩垣松苗（東園）の嗣）が書いた跋は「丁酉孟秋」とあり、七月であることが分る。この書は皇道と儒道が相反しないことを認める一方、わが国の国体と国柄が古代中国と違つてゐることを説き、君臣の大義を明らかにしようとしたものである。その要旨は次の通りである。

（1）中国では王朝の興亡が激しく、絶えず易姓革命が起つてゐる。それに対して、わが国では禪讓、放伐がなく「皇統綿々」として続いてゐる。この根本の相違は水土、即ち氣候や風土、自然環境、また、民族の生業や食物にもよつてゐる。

（2）わが国の儒学者は孔子の道を正しく理解せず、堯舜湯武の治政を不易の道として崇めてゐる。これに対して、国学者は中国を非難するあまりに、孔子の教へまで排斥しようとする。これらは水土が異なることによる国民性や風土自然の特色を見てゐないからである。

(3) 孔子の道はわが国の国体にもとることはない。中庸と水土をわきまへることが大切で、孔子の教へは万国に通じる。

(4) 臣が君を弑して天下統一した国の禄を食べることを恥ぢた伯夷、叔斉の兄弟が山に隠れて、わらびを食べ、餓死した行動は高潔で清廉な志の表れであり、ここに「君臣の義」がある。

このやうに、儒学、国学の一方に偏ることなく、排外主義に陥らずに、穏やかにわが国のあるべき道を究めたものである。

なほ、右の(1)の水土論は維貞の独創かといへば、さうではなからう。中江藤樹(慶長十三年(一六〇八)―慶安元年(一六四八))は『翁問答』(上巻の末、四十問)で、「時と所と位と三才、相応の至善^{ぜん}をよく分別して、万古不易の中庸をおこなふを眼とす」とし、「学問も仕置き(政治、施策、「国家の経営^{けいぎょう}」)も水土の地利をしることが肝要なることあきらむべし」と述べる。「三才」とは天地人の意で、「地利」とは地の利であり、「土地の便利な状況^{じょうきょう}」のことである。天の時、即ち天地自然の法則と、地の利、さらに、人の位、即ち人としての分(人情)が相応じ相通つて不偏、不易の道が行はれるのである。これを受けて、藤樹の門弟である熊沢藩山(元和五年(一六一九)―元禄四年(一六九一))は『中庸小解』(下、第三十章)で、「仲尼(孔子)、堯・舜を祖述し、文・武を憲章す。上は天時に律り、下は水土に襲^よらるる者也」と注解する。天の時は四季において自然に法則的に運行し、山水風土も定まった不変の道理にあって、そこに人情が表れると考へた。また、「水土解」(『集義外書』十六)では「唐土の水土に

よるの聖經が、又、日本に借ることあたはず、貸すことあたはず」、「仏法は：日本の水土時節に相応せる所有り」と、それぞれの国の風土の特質に応じて、その人情が変り、時・所・位に適した行政や風俗のあり方があると説く。さらに、天文・地理学者の西川如見(慶安元年(一六四八)―享保九年(一七二四))は『日本水土考』で、日本が「神国と為すの義は水土自然の理」であり、「日本は清陽中正の水土なり：四時中正の中道にして、陰陽中和の水土なり」と説き、他の国とは違った国柄があると述べる。このやうに、維貞以前に、政治、法制、学問、慣習など国の特質を風土、自然、人性から説く学説は既に行はれてゐた。維貞は自著でそれらの説は何も引用してゐないが、その影響を受けて論を展開してゐることは認めなければならない。このやうに他説を展開して自説として述べる態度は今後の活動にも表れるであらう。

さて、ここで注目すべきことは、右の(4)で「人臣^た為る者、伯夷の心を以て其の心と為さざれば、忠臣に非ざるなり」と言ひながら、次のやうに述べてゐることである。

和氣清麻呂公、宇佐に奉使するや、真人^{まじと}豊永、之に謂ひて曰く、
「万一、道鏡、皇祚を汚さば、吾れ子と俱に伯夷たらんのみ」と
(接するに、和氣公を以て伯夷に比す、其の功烈、数等なり)。

路真人豊永はかつて道鏡の師であつたのに、諫言もせず「道鏡もし天位に居らば、吾れ何の面目をもつて其の臣となるべし：今日の伯夷た

らんの⁽²⁸⁾み」と告げる。伯叔の生き方は筋を通し、節は守ってはゐるが、ある意味では消極的、逃避的で、自己で完結し、忠を徹底させてゐない。この態度を無責任と指摘されても仕方がない。しかるに、和氣清麻呂は決死の覚悟で自ら行動に出て、国家の危機を救った。この「功烈」は伯叔と比べて「数等」に際立ってゐることは明瞭である。このやうな判断に維貞の、華夷の辨、彼我の区別を自覚する自主性、独自性がある。また、この清麻呂への早い評価が後にその顕彰に繋つていくことに注意すべきである（後述）。

さて、『国基』が出版されて十八年後、安政二年（一八五五）「鷹司関白殿下に進献し、遂に公の意を以て、一本を奏御す。東坊城大納言、手札を維貞に賜ひて云ふ、既に天覧を経て、聖心悦び有り⁽²⁹⁾と」いふ。『国基』が関白鷹司政通を通し、孝明天皇の清覧を経て、権大納言の東坊城（菅原）聡長⁽³⁰⁾によつてその旨が維貞に伝えられたのである。その『国基』は安政二年に再刊されたものであらうが、神祇大副（おほいすけ）の大中臣（藤波）教忠の序（六月）に続いて、明経道儒の清原（伏原）宣明、歌人の千種有功、国学者の小泉（坂上）康敬が祝福の「叙」を記してゐる。跋は天保八年版の儒者の巖垣亀（岡田六蔵）の文章に続いて、維貞が感激した思ひを書き綴つた後に、次の歌を詠んでゐる。

唐大和道のけぢめの手引ぐさ色なき文も御手にふれにき

華やかさに欠けるとは謙辞であるが、次に「赤心報国」を印のやう

に記して、漢詩を付す。その書き下し文と現代語訳を次に示す。

献国基記喜

昨日新書上建章

紫泥褒語带天香

仄聞乙夜経宸矚

喜懼交胸且欲狂

〈訓読〉

国基を献じて喜びを記す

昨日、新書、建章に上り

紫泥褒語、天香を帯ぶ

仄に聞く乙夜、宸矚を経と

喜懼、胸に交はりて、且に狂はんとす

〈現代語訳〉

昨日、自著『国基』が御所に奉られ、大納言からの便りには、天皇のお褒めのお言葉と大御心の芳しい香りが漂つてゐる。この書はゆふべに天皇自ら御覧になったと、ほのかに洩れ伺つた。喜びと懼れが胸に交錯して、まさに気が狂ひさうである。

なほ、『国基』の版本は基本的には天保八年版と安政二年版の二種類であるが、大野正茂の調査によれば、嘉永七年版を加へて、六本あると⁽³¹⁾する。天保八年版は大中臣教忠を除いた三名の序と一名の跋が記されてゐた。安政二年版の最初は前述の通り序の巻頭に教忠を新しく

配し、跋に天覧を喜ぶ維貞の歌と詩が加へられる⁽³¹⁾。このことから、『国基』は序や跋を付け加へながら刊行され続け、その分岐点は天覧にあった。それだけ世に知られ、需要があったのであらう。しかも、この書は刊記がなく、一般の書店から出されたものではなく、維貞個人による自費出版の形ではなかったらうか。後述の『菅家遺誠』で、嘉永五年版が三種類に分けられるやうに、同書も増補の形で次々と出版し、その印刷、販売は右と同じく北野学堂（後述）が担当したのではないだらうか。このことを示す史料はないが、維貞の経営的な手法として考へ得ることである。

このやうにして、『国基』が広く読まれ、維貞も知己に頒布し一千余部に及んだ。そこで、読者の寄せた祝福の詩歌を一本にまとめることになり、大倉法橋（好齋）の編集により、二年後の安政四年閏五月に、『国基題詠集』が刊行された（「詠」は「咏」の字も使ふ⁽³²⁾）。公家、詩人、歌人、国学者などが、漢文、漢詩、長歌、短歌を寄せ、二人の重複を除くと、七十六名に達する。これは維貞の交友の広さを示してゐる。題辞は清原宣明、序は藤原（豊岡）随資、跋は弘正方と祝⁽³³⁾（梅辻）希烈である。詩歌の一部を次に挙げる（漢詩は訓読する）。

葦はらの国の基をあふぎ見る道あきらけきふみはこのふみ
うつし植し明らの宮の唐あひはおなじさくら⁽³⁴⁾のいろ香なるらん

手に三尺を掲げて支那を定む、功業昌んなりと雖も祚は屡々遷る、何ぞ似かん天孫の叢雲劔に、神光絶えざること億斯年

藤原随資
梁川星巖⁽³⁵⁾

神代より万代かけてうごきなくくにのものとゐはあらはれにけり

大綱宗彦⁽³⁶⁾

蕨をる人をしるべにわけゆかばいかにさかしき道もまよはじ

半井梧庵

よしあしはいざしらくものそら高く聞えあげてし書はこのふみ

座田太氏

さこそとや見そなはしけむかしこくもわが日の本のもつころを
しきしまのやまとしまねにいづる日のひかりさやかになりもゆく

植松茂岳⁽³⁷⁾

かな
もろこしにおひしわらびもこのくにの日かげによりてしげりゆく

野々口（大國）隆正

あめつちのやほよろづ世をまちてだにまどはぬみちをきはめける
かな
からやまとかはる水つち汲わけて底のま玉をあらはしにけり

渡 忠秋

福羽美静

これは一端に過ぎないが、当時の評価の熱気を知ることができる。

さらに着目すべきは同じ年の十月二十四日、吉田松陰が門人の岸御園（長州藩三田尻の小役人）に与へた手紙の中で、和氣清麻呂の真筆といふ「我獨慙天地」について述べた後（後述）、「国基は僕未だ全書を見ず、然れども抄贈せられし所の教条、以て其の大意を窺ふに亦已に足れり」と述べてゐることである⁽³⁸⁾。安政二年版の刊行の二年後、長門国にまで普及してゐて、抄写されてゐた。その広まり方が実感を

もって理解できよう。

『国基』の受容に関して、時代は下るが、学習院長の乃木希典の努力も特筆に値する。乃木は明治四十年代初めに山鹿素行の著書を私費で次々に出版した。続いて、同四十二年、『国基』の刊行を計画し、維貞の曾孫、祐三郎の自宅を訪れ、その許可を得た。⁽³⁶⁾ さうして、同年、井上哲次郎の蔵本に依り、序文が写真石版、本文が活版で二百部を翻刻し、知人や学習院で式典があった時に来賓に配った。⁽³⁷⁾ また、前述の祐三郎にも「贈 座田祐三郎君 明治己酉夏日 乃木希典」と自書して一本を贈ってゐる。⁽³⁸⁾ 続いて翌四十三年に「紀維貞略伝」を自筆で一枚もの書き、石版で二百部印刷した。⁽³⁹⁾ さらに同四十四年秋、中等学科六年生にこの書を講義し、巻末に近い伯夷叔斉の条に至るや、これを評して「是は支那だから之で善からうが、日本ではこんな餓死に甘んずるやうな意気地のないことではならぬ。もつと大にやらなくちゃならぬ」と熱弁を込めた。⁽⁴⁰⁾ これは前述の通り、維貞自身も和氣清麻呂と比較して批評してをり、乃木の精神を窺ふに足る挿話である。かくして、同四十五年二月初め、さらに『国基』の講義があり、これが生涯の最後になったことであらう。その後、『国基』は維貞が没後に追贈された明治末年前後と大正後期から昭和前期に叢書や単行本で刊行された。⁽⁴¹⁾ これも時代の思想の動きに影響されたもので、昭和十五年以降には見られず、現在、この書物の名は維貞の名とともに忘れ去られてゐる。なほ、乃木希典が『国基』の普及と維貞の紹介に尽力したことが同じ時期の維貞への追贈（後述）に影響を与へたかどうか、詳しいことは分らない。

四、学習院の雑掌

『国基』が刊行されて五年、当時、朝臣の子弟の風儀が乱れてゐて、これを矯正し、併せて天朝の学問を振興すべく、早く光格天皇にその叡慮あり、その志を継いで、仁孝天皇は公家の学校を創設することを決せられた。そこで、鷹司政通が幕府と交渉し、許可を得て、天保十三年（一八四二）に学習所（後の学習院）が設置されることになった。この動きについて、維貞の尽力を評価する説があり、次の通りに述べる。⁽⁴²⁾

（維貞）時に惟らく、中世以来、皇威振はず、幕府の専横を馴致せしは、堂上公卿の無為無識なるに仍る。宜く一学館を興し、専ら堂上の子弟を教育し、以て大に皇家の為め尽さしめんと、当路に建言す。

しかし、維貞の建言については史料が見出せず、本多辰次郎の「学習院創建及其沿革」や『学習院史（開校五十年記念）』、『学習院百年史』⁽⁴³⁾にも何ら触れられてゐない。鷹司政通は、公家の動きを抑へようとする幕府との難しい折衝に苦勞したが、維貞の立場では無理で、側面から援助したのではないだらうか。

かくして、弘化三年（一八四六）に御所東南の建春門の東側、開明門院跡に講堂が完成し、翌年三月に開講した。維貞は式の前日から宿直し、当日は五卿に次いで、雑掌（庶務）の筆頭として列席した。⁽⁴⁴⁾ このやうに、維貞は創立当初から雑掌に任ぜられ、事務の一切を担当

し、同時に、経書の素読、会説の手伝ひも兼ねた。当時の職員は伝奏(院長格)が三条實萬(後に、久我建通)、学頭(学長格)兼奉行が東坊城聡長、書籍鑑定掛が大倉法橋で、雑掌が維貞のほかに井上度定(主税)、稲波誠(主膳)が任命された(後に、安政六年に維貞の子の維直が加はり、文久四年(一八六四)には読師を兼ねた)。また、前述の通り維貞の『国基』に跋と詩を寄せた岡田六蔵(巖垣月洲)が儒書講師に、序を寄せた小泉(坂上)康敬が国書講師になった。これらの顔触れを見ると、『国基』の出版と普及、この前後に始った和魂漢才碑の設置と和氣清麻呂の顕彰(後述)に関はった同じ人物が動いてゐることが分る。また、学習院の学則が『菅家遺誠』の二則の影響を受けてゐる(後述)。このやうに、幕末における王政復古への兆しと同じ思想の人々によって、静かに世に顕れ、そして、徐々に盛んになり、一つの理想に向つて進んでゐたのである。

ここに注目すべきは、維貞が学習院で孟子を講義した時の様子を香川景樹派の門人、八田知紀が『経義大意』で次のやうに述べてゐることである。

皇都御学校に於て、座田維貞と云ふ人、孟子を講じける時、孟子の書、不経の語ども多く侍れば、皇国において、経書と崇め給ふべき書に侍らずと、はじめに申しことわり置て、さて本文をば講じけるよし、同人の物語なり。こはさもあるべき事にや。

この維貞の学問的な姿勢は先の『国基』で、華夷の義を辨へ、わが国体の尊厳を守らうとした思想に基づいてゐる。維貞は没するまでの十二年間、勤め上げ、「後、中風に罹ると雖も自由勤務を許され、病

を力めて出勤精勵怠らざりし」と伝へられてゐる。さらに、「夙(と)和漢の典籍史実に造詣深く、且つ識見も高邁なりし事は国基によりても察せられる」とあるやうに、事務、経営の才とともに学問にも秀でてゐたのである。

なほ、維貞は『国基』と「護王大明神祭歌」ほか、十二点の書物を安政二年七月に学習院に献納してゐる。維貞以外の献納者は前記の学習院関係者や大綱宗彦、神護寺などが見られ、維貞の周囲の人物群が学習院を支へてゐたこと、また、維貞の蔵書的一端から維貞の学殖や関心の分野を窺ふことができよう。続いて、安政二年十月、維貞は『国基』を尾張藩校明倫堂に献納した。当時、明倫堂で典籍職であった漢学者、細野要斎は『敬事録』十二に次のやうに記す。「廿二日当番：京都学習院懸り座田右兵衛大尉著述献納、国基一部壹冊、督学より相渡、調印之上単印箱二納置」。高須藩校日新堂に献納したかどうかは不明だが、維貞と尾張藩との関わりを示してゐる。

五、『菅家遺誠』と和魂漢才説

菅原道真の遺誠とされる『菅家遺誠』(以下、遺誠と記す)は室町時代の神道家の偽作であることが、加藤仁平の『和魂漢才説』で明らかになった。ここで問題とするのは、巻一の終りに後世、摺入された次の二章である。

凡そ神国一世、無窮の玄妙なるものは、敢へて窺ひ知るべからず、漢土三代、周孔の聖經を学ぶと雖も、革命の国風、深く思慮

を加ふべきなり。(第二十一則)

凡そ国学の要とする所は、論、古今に涉り、天人を究めんと欲すと雖も、和魂漢才にあらざるよりは、その閩奥を闕ふことあたはず。(第二十二則)

この二章(以下、維貞の造語の「要文二則」を略して二則と記す)が入れられた経緯については加藤が丹念に調査して判明してゐる。以下、これによつて略述する。垂加神道の谷秦山(寛文三年(一六六三)〜享保三年(一七一一))は『秦山集』巻二十一(三)で、「三条殿(三条西実教)、博学巖毅、公卿無双なり…有職故実、和魂漢才、其の学津涯無し…公卿、慕向せざる莫し」と、初めて「和魂漢才」の語を用ゐた。次に、秦山の学統を受ける谷川士清(宝永六年(一七〇九)〜安永五年(一七七六))が『日本書紀通証』巻一(宝暦十二年、菅公八百五十年祭に刊)の細注に遺誠の文章を引用して、「今按」として自説を述べた。それが後に遺誠の一則と誤解されるもになつた。このことは京都の向日神社社司で平田篤胤門下の六人部是香(文化三年(一八〇六)〜文久三年(一八六三))が『篤能玉籤』(安政二年序)で谷森種松(善臣)が見出したとして「菅公の御語には更にあらざりける」と判断したものである。ここで、六人部が師の篤胤を批判してゐることが注目される。その篤胤(安永五年(一七七六)〜天保十四年(一八四三))は文化十三年(一八一六)に「国学の要」以下の文章を士清の見解と気付かずに、遺誠の一章と誤認し、和魂漢才の語を特に用ゐるやうになつた。例へば、『古史徴』一、冬(開題記)(文政二年刊)で、「北野に坐す神の御語に、凡国学…とあり、是れいと有

がたき御語なり。和に魂といひ、漢に才とあるに心を著けて、漢学の才もまた無ては事ゆきがたきことを辨ふべし」といふ。また、『伊布伎廼屋歌集』には「御語の下にかきつけ侍る」として歌二首を詠んだ。さうして、天保年間にもう一章が「尾張人の其国より持登り來つる本」(六人部是香『篤能玉籤』)に加へられてゐて、二章ができあがつた。谷秦山、谷川士清より百数十年を経てのことである。

この遺誠はその後、いろいろな版が刊行されたが、著名なのは菅公九百五十年祭に出版された嘉永五年版甲本で、曼殊院蔵の一本に依り、北野版ともいはれる(曼殊院門跡が北野神社を管理する別当職に就いてゐたので、両者の関係は深いものがあつた)。その序文は北野寺の法雲院僧正光通が書き、「其(遺誠)の中の要文二則は漢籍を読む者の為に頂門一針を下す、紀維貞、特に此を表章し、之を石に勒み、北野の菅祠に建つ、善く公の意志を得る者と謂ふべきなり」と述べ、ここで「要文二則」、即ち前述の攪入された二章が重要なことを強調する。このことは遺誠の巻一の末に「右二則は、遺誠中の眼目なり、既に北野社の東の碑に記せり、漢籍を学ぶ者、心を用ゐるべきの第一なり」と注記してゐることからも知られる(この筆者は維貞であらう。後述)。

この和魂漢才碑と呼ばれるものは北野神社(天満宮)の本殿の東、石燈籠が並んでゐるところに今も建つてゐる。二則を刻み、「嘉永元年四月、右兵衛大尉紀維貞の需めに応ず 菅原聡長」とあり、続いて、維貞が次のやうに記す。

右、遺誠の要文二則は宜しく後世の龜鑑と為るべし。故に、其れ三十一世東坊城黄門公に書を請ひ、慶延坊に属して神意を卜し、惟れ卜協ひ、便ち石に勒みて之を廟の東に建て、以て諸人に示すと云ふ

嘉永戊申初夏 右兵衛大尉紀朝臣維貞

維貞がやはり東坊城聡長に揮毫を依頼し、出版に先立つ四年前に成つたことに注意すべきである。

さて、前述の遺誠の刊行に戻れば、嘉永五年版の乙本といはれるものには序文の巻頭に大中臣教忠の「撰並に書」(日付は仲春で二月)を掲げる(教忠が『国基』の序文も書いてゐることは先に述べた)。ここで、菅公が「和魂漢才の誠を垂るる所以」と、維貞が「此の書を表章する所以」を述べ、「世の学者、宜しく此の書を三復して、而して後に漢籍を読み、以て大過無かるべし」といふ。さらに、同年版の丙本といはれるものには北野寺竹林坊の法眼清根の文章を大倉法橋(菅原信古)が書してゐる。両者とも『国基題詠集』に祝福の歌を寄せ、法橋はこの編集もしてゐた。ここで「菅家遺誠とて世に伝ひ残れるを紀維貞うまく読考へて：天下にひろめまほしくおもひおこして：そが中よりむねと尊き二章を拔出し」と述べてゐることは重要である。二則の思想は維貞の『国基』の趣旨と一致してゐて、維貞の自作としてもよいほどの内容である。しかし、このことは加藤の調査、考証によつて維貞の独創ではなかつた。ただ、この二則の普及、喧伝はまさしく維貞の努力によるものであるとしてよいであらう。この跋に続く

て、維貞は次の通り書く。

菅家遺誠の一書、神意玄妙にして、固より肉眼の得て窺ひ知る所にあらざるなり、維貞、旦夕莊かに誦して年有り、近く聞くは、国学者流、其の真偽を疑ひ、聡明を売弄し妄りに先賢を議ること有り、吾れ其の何の心なるかを知らざるなり、即ち他人の手に出づるも、苟しくも以て人に訓へ、国に報いるべくんば、即ち当に尊信してこれを表章すべし、況んや公の手に出づるをや、和氣久公、尾に書を請ふ、因りて一言を題す。

嘉永壬子仲春

右衛兵大尉紀維貞薫沐し拝して識す

ここで、遺誠を神秘的で靈妙な神言のやうに取扱つてゐること、また、これが現実に菅公の作かどうかについて疑義があり批判されてゐること、しかし、たとへ偽作であつても世人、国家のために大切な内容であり、世に広めるべきであることを言つてゐる。右に出る和氣久公は北野神社の別当である「曼殊院門跡侍」であり、この嘉永五年版丙本はやはり曼殊院の蔵本である。

さて、嘉永五年版で鈴鹿本といはれるものがあり、その巻末に和魂漢才碑に関する維貞の次のやうな注意書きが貼られてゐる。

此二則は北野社東門の内南手の横通り北側に建たる碑面の御文にて、御遺誠中の眼目也、されば和漢の学びする人はいふも更な

り、なべての人々も此御教のこころを辨へしらば、神の御心にか
なふべしと、こたび有志の某等、相ばかりて普く世上に知らせま
ほしと、月毎の二十五日参詣の人々に施しあたへむとこひねがひ
ぬ。

但 御遺誠の摺本は世上に売買をゆるされず、懇望の人々もお
はさば、北野上の森学堂にまかりて申こはれなば、望みに
まかざるべし。

この上の森とは神社の北門の外あたりの地名(上京区北町)で、ここ
に北野学堂があった。これはもと当社の教学、研究機関であったが、
このころは北野版の刊行や当社の資料や守札の印刷が行はれてゐた。
このやうに、嘉永元年の建碑と同五年の出版に続いて、二則の摺本が
印刷、販売され、一挙に世間に広まつて行つた。その中心人物が維貞
であり、そのことが独占的、組織的に経営されてゐることに留意す
る必要がある(後述)。

さて、嘉永元年の北野建碑に続いて、同四年、神護寺に「和魂漢才
實事篤行」碑が建てられ(後述)、続いて翌五年に大坂天満宮に和魂
漢才碑が建立された。碑の正面は二則を記し、北野神社と同じく「右
兵衛大尉紀維貞の需めに応ず 菅原聡長」とあり、左側面に大倉法橋
が建てたと刻す。この三碑とも維貞の周辺の人物によるもので、当時
の結社的な活発な動きが察せられよう。この後、安政五年、太宰府神
社(天満宮)に、さらに、明治二十六年に湯島神社(天神)に建碑さ
れた(野々口隆正揮毫、福羽美静建立)。なほ、一般には知られてゐ

ないが、この翌年に、東京都狛江市にある伊豆美神社に二則を刻む和
魂漢才碑が建てられた。これは「登山大願成就」と刻銘され、個人の
なものであるが、影響力の深さが知られる。

幕末期の情勢を示す史料として、維貞が鈴鹿連胤に宛てた書簡を訓
読して次に掲げる(鈴鹿家は代々、吉田神社の社司の家柄で、連胤は
神社権少副、吉田神社正禰宜を務め、『神社叢録』を編纂した)。

鈴鹿筑前守様 座田右兵衛大尉

虎皮下

再啓 国基諸侯方よりも御所望、之れ有り、且つは江戸表より
も追々申し来たり、数部配分遣し申し候、

短毫を以て申し上げ候、日々寒冷相加はり候処、御揃ひにて御
安泰に御座為らせられ候、南山を奉り候、誠に常々は申訳なく、
御無沙汰仕り候段、御仁免下さるべく候、偕て先達て御恩借仕
り、段々校合し、此の度、竹門様の御蔵板の遺誠、印本、御出来
に付き、頂戴仕り候間、老冊御配分申し上げ候間、御落手下さる
べく候、一応参堂して、海岳の御礼も申し上げ度しと存じ候処、
兎角、遠路の歩行、難渋仕り、心底に应ぜず、御無沙汰仕り候
段、呉々も御仁免下さるべく候、先達て国基の尊詠、猶ほ拝眉
し、御礼も申し上げ度く、窺ひ奉り度き事も御座候間、其の内に
参上して萬々申し上ぐべく候、先頃は御丁寧に御尊来下され候
処、折節、他行中にて失礼仕り候、

偕て先年、遺誠さし上げ候かと覚え申し候、誤字も之れ有り、

序跋も入らざる分、御座候処、此の度、御改版、拝借の御本中、和魂之語、歌迄さし加り候ひて、先々、誤字も少く候か、猶ほ御心付きも在らせられ候はば、御隔意無く仰せらるべき様、茅原昌民は御心易く入らせられ候由、右迄仰せ入れられ下さるべく候、一つに、右遺誠中の碑の二則、此の度、発願人之れ有り、日々、先々五百枚程づつ施し申し度く、当月二十五日より相始り候由、五百枚尅朱にて施行出で来仕り候間、若し御同志、且つ外に願望する聖廟信心之人も御座候へば、御導き成され下さるべく候、定めて北野草堂にて請け取るも出で候かとも存じられ候、何れも右、先達ての御札旁、遺誠進上も仕り度く、旁、乱書を以て、早々、此くの如くに御座候。

十月十六日

この消息で分ることは、『国基』が再刊され、各所で読まれ、『国基題詠集』が準備中であること、遺誠の改訂版も刊行され二則の摺本が北野学堂で販売されることになったことなどである（なほ、「竹門様」とは竹内御所で曼殊院を指す）。以上のことからこの消息は安政三、四年のころと判断できる。また、維貞が足を悪くして、歩くことが難しかったことが知られる。これについては、「中風に罹り行歩自由ならざるも病を推して勤務せり」、また、前述の通り「自由勤務を許され、病を力めて出勤精励怠らざりし」と言はれてゐた。

続いて、追申があり、以下の通りである。

尚、追つて寒威も弥増し候間、御自愛專一に存じ奉り候、過日、法橋老より承り候へば、菅公の尊詠、御出詠下され候由、有り難く存じ奉り候、□此の段希ひ奉り候、竹林坊の跋の筆者は法橋老人□□に御座候、二則施しの筆者も法橋に御座候、大和ごろの野々口の著書の上木、右の内、碑銘の箇所を写し、貴覽に入れ申し候、右の本、御所持にも候か、外に名古屋藩中に碑銘の遺誠の事、書抜きさし上げ申し候、御知音中、六人部は如何之心得に候か、大和魂と申せられ候か、自分の学問、売り出し候心得に候か、遺誠の疑惑之れ有り候由、兼ねて承り申し候、右の説も御座候へば、拝見して仰せ付けられ下さるべく候、隆正などは随分心得方、兼ねて相見え申し候（下略）

ここで分ることは、菅公讃仰の歌を連胤が送ったこと（後述）、「竹林坊の跋」以下の書は前述の通り、嘉永五年版丙本の遺誠であり、「竹林坊」（法眼清根）の跋と「二則施し」は大倉法橋が筆を取って書いたこと、六人部是香が遺誠について疑義を持って批判してゐることに維貞が警戒してゐることなど、当時の動静を実感的に受取ることができる。また、丙本の巻末に和魂漢才の章を記し、それに関する古典の用例を挙げて、増補を重ねてゐることに注意すべきである。なほ、大國（野々口）隆正の『倭魂（やまとこころ）』は嘉永元年ごろの刊行で、北野建碑と同じころのことである。また、維貞は尾張藩に遺誠の碑銘を書き抜いて送つてゐる。高須藩との関りは全く見られず、やはり尾張藩との結びつきが強かったと判断できる。

ちなみに、加藤仁平は菅公を讀へる詩歌集を出版する意図が維貞にあるとして、同じく鈴鹿連胤宛の書簡を（年代不明）紹介する。⁽⁶⁾

尚々、先達てより菅家御遺誠につき、聖廟御高德の御詠、追ひ追ひ集め度く候、尊詠一首、御納め下され度く希ひ奉り候。

これは前述の書簡の追申に、「出詠下され」とあったもので、それより以前に送られたものといふことになる。また、儒者の岩垣松苗は早く『国史略』（文政九年）で和氣清麻呂を賛して、「国、道無き時も亦た矢の如し」と詩を作つてゐたが、このころ（維貞が）諸友に乞ひ、詩文録一冊を為す、余亦た其の乞ひに應じて、詩を賦し、之を贈る」と前置し、再び詩を書いてゐる。その終句に「爰に菅家遺誠の要を喜ぶ、貞、其の石の如きは紀朝臣なり」と、維貞の志を名前の「貞」を取つて、貞石、即ち、意志の堅固な石と讃へる。

ただ一方、遺誠と二則を偽作とする説は当時からあり、前述の六人部是香のほか一例として、黒川春村（寛政十一（一七九九）〜慶応二年（一八六六））の意見を挙げる。『硯鼠漫筆』十四の「菅家遺誠考」で、遺誠について「後世の偽書」と断じ、「往年嘉永のはじめに、京都の座田某、此中の二章を石に刻みて、北野の社頭に建つといへる。其搨本を獲て披き見しに」として、次のやうに言ふ。国学は漢学に対して皇国まなびといふが、国学と言つたことはなく、古典の国学とは意味が異なる。また、和魂はやまとたましひ、やまと心と古く言つたが、これは「文才に相對へて小賢き世才を称へり」。従つて、

国学も和魂漢才も「後世の訛言」である。大国（野々口）隆正が来訪して話のついでに、菅原家（東坊城聡長のこと）に行つた時に、「此事」（遺誠のこと）を話題にすると、「さる書はありやなしや、名をだにしらず」と答へた。失望したが「近頃おなじ卿の御筆を讀て、或人（維貞のこと）北野に石おみを建たり。立ちよみて讀て見れば、さきにしらずと宣ひし文なり。こは必（ず）所以ある事なれど、さのみに口広くも云がたし」と語り、「不審き事なり」と述べる。野々口隆正は平田篤胤の門人で、後に、前述の「やまとごころ」を著し、和魂漢才をかなり曲解して自説を展開した。そのやうな独断的な強い資質を警戒して、東坊城聡長は曖昧な対応をしたのであらうか。

一方、和魂漢才を受け入れて敷衍した例として八田知紀の『桃園雜記』⁽⁶⁾を挙げる。「凡学問の要は、君臣の大義を辨ふるにあり。…和魂とは神国の清き水土によりて生出たる人の性情、おのづから直く清らかなるを、漢人の質濃く、ごさかしきに對へて宣へるもの也。…皇国の学者は神国の神国たるいはれを知り、我和魂の貴きを明らかに得るを專要とはすべきものなり」と、維貞の『国基』の水土論と遺誠の二則を融合させて説いてゐる。

また、梁川星巖の妻、紅蘭は「菅家遺誠を讀む」と題して、五十七句からなる詩を作つた。⁽⁶⁾ 大日靈貴（天照大神）の光から詠み起し、菅公の「忠正を称へ」、「皇天は菅の相公に降下す、遺誠は備に和漢の辨を垂れ、懦夫を起立し弊風を救ふ…我が邦は神の衛りの在る在りて、冑へて革命して明に世を改むるを学ばんや、人皆武勇にして五穀は豊かに、永永一姓にして禘祭存す…徽号追尊す天満宮…丈夫世に生れて

必ず為すこと有らば、將遺誠の詩を読むこと無かるべけんや」と、遺誠の本質を捉へ、その精神を体することを説いてゐる。当時の受容の態度の一端が理解される。

さて、この二則がさらに影響を与へて、弘化四年に開講した学習院で定められた学則に取り入れられた。この撰文は学頭兼奉行の東坊城聡長、揮毫は伝奏の三条實萬で、講堂の柱に聯として掲げられた。その文章は次の通りである。

聖人の至道を履み、皇国の懿風を崇ぶ

聖經を読まざれば、何を以てか身を修めん

国典に通ぜざれば、何を以てか正を養はん

明らかに之を辨じ、務めて之を行へ

この学則は孝明天皇の勅諭に依つてゐるが、根本的な思想は『国基』と遺誠の二則であらう。特に終りの「明らかに」以下の文は中江藤樹の初期の学則「藤樹規」に基づいてゐる。それには『中庸』第十一章の「博く之を学び、審かに之を問ひ、慎みて之を思ひ、明らかに之を辨じ、篤く之を行ふ」を示し、「脩心より以て処事接物に至るまで亦各々要有り」と補説する。これはまた、神護寺の「和魂漢才實事篤行」碑と共通し、前述の通り、いづれも同じ思想の人々によってなされてゐることから、推論できるのである。なほ、この学則は明治四十二年に学習院長の乃木希典によつて、語句と文の順序を替へて修正された。一行目で「皇国の…」を先にし、「聖人の…」を後にし、二、三行目で「国典に…」の行を先にし、「聖經を…」の行を後にした。全体として、「皇国」「国典」の皇字を第一に置いて、教育の根幹を明らかに

にしたのである。これは『国基』と二則の根本義をさらに徹底させたと言つてよいであらう。

六、和氣清麻呂の顕彰

幕末の尊攘派の公卿で七卿落ちの東久世通禧が史談会で語つた次のやうな座談が記録されてゐる。天保十四年（一八四三）か翌十五年（弘化元年）のころ、孝明天皇が皇太子で、御年十三、四歳のとき、関白鷹司政通が仁孝天皇に「和氣清麻呂の書を…献上になつて御覧に入れ、忠臣であります」と申し上げた。これを傍で聞かれてゐた皇太子が「御感服遊ばされ」、七、八年後、神護寺の清麻呂靈廟に、神階神号を追贈される一つのきっかけになつたといふ話である。これについて「朝廷の為に尽した事を御考へなされ…人心を興起する考であらうと思ふ」と述べてゐる。次に質疑があり、「和氣清麻呂の書と云ふは『我獨慙天地』と云ふ五文字のものがありますが、其れではござりませぬか」の質問に対して、東久世は「其れはどういふのか知りませぬが、其れかも知れぬ」と答へてゐる。この「書」は書物や書簡ではなく、筆蹟の意味であり、となると、清麻呂真筆と伝へられる右の書であらう。実はこれに維貞が関はつてゐるのでないかといふのが筆者の推定である（後述）。

さて、維貞は嘉永二年九月に「和氣公追褒の建議」を鷹司に建白した。三年前に学習院雑掌、前年に和魂漢才碑の北野建碑と、尊皇運動に尽力してゐた最中のことである。この建議書は既に『和氣公紀事』

で活字化されてゐる。そこで、本稿ではその草稿を訓読し、正式の建
言書と比較し、語釈を施す。

和氣公追褒の建議草稿

贈正三位和氣清麻呂卿、昨申年、千五拾年に及び候趣、承知仕り
候。比の卿の大功業に於ては開闢以来、和漢に様無く、平安城選
都の砌も潜に其の功を遂げられ、山城大和の大川筋に水災を除
き、私力を以て墾田を開き、窮民を救ひ、亦、医術に長け諸人を
赦ふ。民部大輔と為り、省例甘巻を撰び、之を献す。殊に神護景
雲の頃、皇統、凡鄙に移らんとせし時、獨立獨行して他を顧み
ず、一命を塵介より軽んじ、忠勇節烈、万人の上に突出し、至大
至剛、一己の力を以て速に魍魎を払ひ除けられ、再び天下太平に
歸し、万民安穩、皇統連綿、目出度き御代と相成る。弘化の今日
に至り候も偏へに比の卿の肺肝より出で、傾かんとすれども日月
地に墮ちず。若し其の節、皇統凡鄙に移らば、二度、其の本に帰
るべき筋は御座有る間敷く、蠻夷の如く君臣上下の礼讓を失ひ、
朝の君、夕の臣と相成り、強者は弱を退け、乍ち革命の国と変
じ、西土の如く獸面獸心の者、天位を汚し、神国の光輝を失ふべ
きやの処、速に清風、浮雲を払ひ、一天晴明し、赫然として光
曜、以前に倍して、再び動くべき筋、決して御座無く、盤石の如
く相固り、御栄えましませしも、此の卿の余光と恐れ乍ら存じ奉
り候。聖經に曰く「德懋懋官、功懋懋賞」と相見え、亦、「不
旌德、則勸善之道欠、不致賞、則報功之典廢」と申し候事

ども聖教に多く相見え申し候。千有余年の今日に至り、忠節の大
功、忘れさせられず思し召し、其の功業を賞せられ、御贈位御贈
官の宣下も在らせられ候得ば、六十余州、大小の神祇の御心に叶
ひ、貴賤上下に至るまで、一には天朝の御高德を仰ぎ奉り、二に
は補佐の明良も聖意に感じ奉り、愈萬世易らず、天地とともに
窮り無き御代の鴻基と相成り、人心一同、国に忠存るべき根元と
成行、何方へも御差支へ在らせられず、穩やかに萬歳の後迄も萬
事、卿の為に宜しく、人体に譬へ候得ば、長生不老、国躰堅固の
良薬、朝廷に於ては天平らかに益太平、宝祚長久にして、人心
信服の良剂と相成るべく候。

①に当時、御国の学び流行し、都鄙に和魂の輩多く、夫々、朝廷
の御為の筋を心付け、色々了簡の趣、申し出で候ふ者も粗これ有
りやに候得ども、時世の御模様、何事も内外の御振合、不案内に
付き、忠誠と心得候ふ事ども何事も時世に叶はず、却て不忠と変
ずべき儀ども粗承り、歎かしく存じ奉り候、清麻呂卿、不續の儀
は国史に通じ候ふ者は申し上るに及ばず、凡庸の者どもも功業の
非薄を疑惑仕り罷り在り候次第にて、前に願ひ申し上げ置き候通
り、「功懋懋賞」と申し候聖言ども思し召し出し為させられ、御
贈位御贈官の儀、宣下在らせられ候得ば、上下一統、御恩沢の
程、肺肝に銘じ、幾億萬歳、目出度き御世、朝廷の御守りと相成
り、弥光輝四海に満つべしと恐れを顧みず、此の段、御前迄、
歎願し奉り候。以上、宜しく御尊考の程、御願ひ奉り申し上げ
候。已上。

〔語釈〕

①昨申年―昨年の申年で、弘化五年、嘉永元年のこと。②潜に―原文は「潜」を消して「僭」とするが、建議書では再び「潜」に戻す。建議書では「潜に地理を撰奏して」が追加され、清麻呂が桓武天皇を狩猟にことよせてお誘ひして、華頂山より山城の地を眺め渡して、天皇に遷都を上奏したことをいふ。この方が分りやすい。③山城大和―「大和」はこのままでは「大和国」になるが、摂津・河内両国の境の大和川（河内川、現、平野川）の治水工事を指すとも取れる。そのためか建議書で「亦医術…」の前に「河内摂津に大川を通し」を追加した。④忠勇節烈―建議書では「忠勇節烈の操」と改めた。⑤弘化の今日―弘化五年二月二十八日に嘉永に改元、従つて同年の一、二月ごろの草稿となる。建議書では嘉永に改める。⑥獸面獸心―「人面獸心」が正しく、建議書で改める。⑦聖經に曰く―「書経（尚書）』仲虺之誥にある。「徳の懋んなるは官を懋んにし、功の懋んなるは賞を懋んにし」、あるいは「徳を懋むるものは官を懋めしめ、功を懋むるものは賞を懋めしむ」とも訓む。清麻呂を追賞しようとする意図の一端をよく表してゐる。⑧不旌徳―「徳を旌ざれば、即ち勸善の道欠け、賞を致さざれば、則ち報功の典廢る」と訓む。⑨明良―賢明な君主と忠義な臣下のこと、ここは良臣を指す。⑩相成り―建議書は「相成るべく存じ奉り候」とあり、次の「人心一同」から「良剂と相成るべく候」の部分が削除されてゐる。この箇所は無駄な叙述や比喩が多く意味も読み取りにくいので、抹消したのであらう。⑪一に―右の三書すべて「一」と簡条書のやうに読点を付けてゐるが、これで

は意味が取れない。「一」は副詞として漢文訓読調で、「いつに」と訓み、全く、もっぱら、ひとへにと、強めてゐる。前述の鈴鹿連胤への書簡の「一右遺誡中」、後述の浅草寺への願書で「一当山」、時世の建白書で「一前条」と同じ語法である。以下、和魂による学問が起つてきたことに對して批判の動きが出てきてゐることを述べる。それに対応する意識もあつたのである。⑫不續―大きな手柄、大功。⑬菲薄―うすいこと。

かくして、嘉永四年三月十五日、高雄山神護寺境内にある清麻呂の靈社（護法善神社）に對して、護王大明神の神号と正一位の神階が追贈された。護法善神とは仏法、この場合は神護寺を守護する鎮守神のことである。護法は中世以来、慣用的に「ごおう」と発音することが多く、これを護王と改め、王（きみ）を護るといふ意味をも持たせたのであらう。『国基』で清麻呂の功績を讃へて十五年にして、維貞の宿願が達せられたのである。この慶事を祝つて維貞が詠んだ歌が「護国大明神階神号宣下二付祝歌」である。今までこの長文の詞書と短歌二首が翻刻されたことがないので、ここに示しておく。

嘉永四年弥生の中のいつかの日、高雄山神護寺の鎮めといつき禰れる、和氣清麻呂卿の御社に御使をまいらせられ給て、正一位護王大明神とあがめさせ給ひぬ。かけまくもかしこき大君の御徳は申すもさらなり、また時の政ごとを聞き白させ給ふ、藤氏長者の君の尊き御目に、ちとせの今日までもれさせ給へる忠誠の志しを

あげ賞し給へるは、かの聖りの文にすたれたるを起し、たえけるをつぎ給へる御恵みある御こころにいでさせ給ふなるべし。から国の十和べんかの玉の能言にあへるこちして、清麻呂公の御霊は申すもさらなり、この大やまとの国にあらゆる神々、森羅万象も感動ましまし、あまざかるひな浜、鯨とるうらうら、難波津、あさか山もまだならひえぬをさな子までもいかでか感じ歎なげざるべき。今、老の身の歎びにたえずして、かくなん。

御位の常盤ときは堅盤かきはに動ゆるぎなき君が御代をば守るこの神

きみおみの道あきらかにわけの君清き流れの千代も尽つきせで

右兵衛大尉紀維貞

ここでいふ「十和の玉」とは「和氏の璧」ともいって、十和が山中で発見した玉を真の宝玉と認められないのを嘆いた故事のことで、「能言」とは磨くことよって初めて本当の宝石であることが知られたことをいふ。清麻呂の真実の功績が長い時を経てやうやく認められ、表彰されたことを指してある。

さて、同じ嘉永四年、神護寺内の護王社の前に「和魂漢才實事篤行」の二行書の石碑が建てられた。⁽²⁶⁾ 揮毫は鷹司で、建立者は維貞である。右肩には「温故而知新已為師矣」、左下の円形の中央に「関白」、その右左に「寿比南山」、「福如東海」を配し、また、正方形の中に「至誠如神」とそれぞれ刻印してあるといふ。⁽²⁷⁾ ここで、「和魂漢才實事篤行」とあるからには、この言葉は菅原道真ではなく、当然、和気清麻呂に對して言はれたものである。「和魂」とは道鏡事件の際、決死の覚悟

で身ひとつで、宇佐八幡宮の神託を復命して、国家の危機を救った勇猛果敢な行動力、実践的な胆力、才知を讃へたのである。「漢才」とは『民部省例』や『和氏譜』を編纂し、官僚として有能であったことを指してある。次の「實事」は実際のこと、現実に直面したこと、それを坐視するのではなく、「篤行」、誠実、篤実に実行、実践して、結実させることである。維貞が『国基』で、先述の通り、山に隠れて餓死した伯夷叔斉と比べて、清麻呂の功烈を激賞したのはこのことを言ったのである。この四句の中の「篤行」は既述した「藤樹規」にもあり、『中庸』の「明辨之、篤行之」（明らかにこれを辨じ、篤くこれを行ふ）に基づいてある。これはまた「学習院学則」にも使はれ、鷹司、維貞に共通の思想的根柢をなしてゐた。学問は実行にまで至らなければ意味がないといふ考へである。清麻呂の行動そのものが実践躬行して、「篤く行ふ」であった。主体的に自らの責任を受け止めて、国を護ったのである。二則の和魂漢才の水準を超えて、清麻呂を正當に評価した名言と言ふべきである。

続いて、同じく嘉永四年十月、維貞は護王社の本殿前に燈籠二基を寄進した。正面に「護王大明神 御神燈」と刻し、側面に「監造 座田右兵衛大尉紀朝臣維貞」にあと一名、裏面に「嘉永四年亥十月」とある。⁽²⁸⁾ この翌年二月に、神護寺普賢院の名で「江戸浅草寺内二清麻呂公之社を建立する願書」が浅草寺に提出された。同院の「奉願上口上之覚」の次に維貞の「同上二付尺牘」を付けてある。この動きは実は「座田氏ノ計画スル処」（半井真澄の注）で、「関東の人は幕府あるを知りて、皇室のあるを知らざる者多し、之を警覚せん」といふ趣旨で

あった。そして、境内に新しく社を建てるのが難しければ、相殿にするか社の跡を修覆するかして建立することを願ってゐる。しかし、この動きは実現することなく沙汰止みに終わってしまった。

また、維貞はこれを慶賀する詩を詠むやうに知友に依頼して、梁川星巖は「贈正一品 和氣清麻呂公賛 座田老台の為に」と題して二首、大綱宗彦は嘉永五年に「前大徳八十一翁大綱 座田某の募めに応じて」と後書に記して一首を贈った。両者とも前述の通り、後に『国基題詠集』にも詩歌を寄せてゐる。なほ、三河国の神官で国学者であつた羽田野敬雄（栄木）は『和氣清麻呂卿伝記』を編み、明治八年に詠んだ清麻呂への景仰歌のところに、「栄樹園筆写」として次のやうに記す。「嘉永四年三月十五日 高雄神護寺ナル清丸社 正一位護王大明神宣下 座田」。この「座田」とは、維貞から聞いたのか、維貞が尽力したことを知って書き留めたのか不明であるが、維貞の名が遠くにも知られてゐたことを示してゐよう。ちなみに、嘉永五年に梁川星巖は維貞に手紙を送つてゐる。次に、書き下して掲げる。

芳箋拝読。扱、御風邪にて御引籠りの由、御自重専一を祈り奉り候。扱、広瀬上京の義、一向に承り申さず候。面会仕り候て、申し上げべく候。生源寺跋の稿本、御遣はし候はば、拝閱仕るべく候。老拙の事も又、虐疾にて、枕に伏して引籠り在り、御無沙汰、失敬し候。勿々に不備。

五月三日

梁川

座田様

ここで「広瀬」とは広瀬淡窓か同旭荘、また、「生源寺」とは前述し

た梅辻希烈（星船。日吉神社社司。春樵の弟）で、先の『国基題詠集』に詩と跋を書いた。簡略な文面であるが、そのころの生活がよく表されてゐる。

この一、二年、維貞が清麻呂の顕彰運動に懸けた集中的な情熱と実行力は格別のものがあつた。やや後のことであるが、維貞が書名を付け、和氣久公が序を書いた、池田東籬（東籬亭菊人）の読本、『和氣清麻呂一代記』本朝錦繡談叢会（安政六年刊。同年に維貞没）に、清麻呂と広虫の姉弟を讃へ、維貞が詠んだ次の歌を収める。

かくばかりのどけき花の世となるもげにはらからの赤きまごころここに宿願を果し、穏やかな老いの心境に至つた達成感と充実感が表れてゐる。

七、晩年の動静と人物評

越後国新発田藩の第十代藩主、溝口健斎（直諒）は天保九年、四十歳で隠居して、江戸に住み、読書、著述の傍ら当時の攘夷論を批判し、尊皇とともに開国を説いた。以下、梅田又次郎『勤王開国の先唱者 溝口健斎公』をもとに維貞との関わりを中心に述べる。安政二年、健斎は『報国論』を著し、さらにこれに因んで『報国画』を描いた。

これは、「朝陽赫々、萬古普照、是れ萬年緑なる松」を初め、竹、柳、桜、菊、続いて「颶風暗礁、要戒辺海、是れ怒涛陸を嚙むの画」の六

枚より成り、「皆当時の時勢を諷刺する寓意を含む」ものである。健齋はこれかねて親交のあった京都町奉行で御所の再建に当つてゐた浅野長祚（金之丞、梅堂）に贈つた。長祚はこれを読んで私有に止めず、学習院に寄贈した。維貞もこれに感激して、近衛忠熙に献上、続いて忠熙より孝明天皇の勅覧に供した。また、六枚の画は維貞を含めて堂上の六名に贈られた。⁽⁸⁵⁾このことは海外に対する幕府の対応を批判することにちなんで、「総て秘密の間に行はれ」、関係者以外に知る者はなかつた。この時、維貞は健齋に漢詩を一首贈つてゐる（後述）。これらの経緯を証する史料は右の書に健齋と長祚の間に往来した書簡（安政五年まで）があり、これによつて知ることができる。⁽⁸⁶⁾ここで維貞との関はりの一端を述べる。

『報国画』を贈られた堂上からの御礼の書は「座田骨折」により順次で上がり、健齋に贈られた。健齋はその後『報国篇』『報国筆録』や『報国説』『勸学説』の増補を著し、長祚より維貞、さらに忠熙を経て天覧への道筋が秘密裡に行はれてゐる。その中を取り持ち斡旋する役割を維貞が中心に果たした。忠熙への連絡は近衛家に仕へてゐた老女村岡（津崎矩子）⁽⁸⁷⁾が取り次いだ。村岡は「格別の才女にて、近衛殿御家政向中興」と信頼され、維貞とも「懇意」にしてゐた。村岡の維貞宛の書簡では、忠熙が健齋の書の扱ひ方の心得については十分に承知し、天皇に「進献」した旨が記されてゐる。⁽⁸⁸⁾

さて、右の溝口健齋との内密の交流がなされてゐたのと同じころ、前述の通り、安政二年に維貞の『国基』が孝明天皇に献上され、六月に再刊された。前述の通り、維貞の名声がいよいよ高まり、国学者、

知友がこれを祝福する『国基題詠集』が同四年閏五月に刊行された。このやうな情勢を幕府が危険な反幕府の動きと察知し、維貞の身边を窺ふやうになり、「終に幕府の譏察を受け殆ど厄に罹らんとす。纒に免る」といはれる。しかし、そのことを証する史料が見つからず、ただ薩摩藩の志士が維貞の活動を探索しようとした事件があった。『維新前後実歴史伝』⁽⁸⁹⁾によつて略述しよう。

安政五年九月、井伊直弼による安政の大獄が始つたころ、有村俊齋（海江田信義）は月照を護衛して大坂に下り、潜居させ、都に戻り、薩摩の常宿、鍵屋直助で西郷隆盛とともに幕府への対抗策を講じてゐた。その時、俊齋は維貞の家を訪ねた。維貞は「当時西郷等も亦其名を知れり、而して其評する所を聞くに、或は正義と称し、或は奸徒と呼びて未だ深く其人⁽⁹⁰⁾を為りを知る者なし、故に俊齋、薩僧某と詐称して之を叩き、其胸中の正奸を探らんと欲するなり」といふ意図である。そこで、話のきつかけとして「当時座田は本朝古忠臣の画像を版刻して、世の有志者に頒与してゐたので、それを請うて、「其精神をトせん」とした。座田は「欣然として数幅を展べ、和氣氏の正義を称揚し楠氏の誠忠を讚嘆し、喋喋として壮語し」といふ。続いて、維貞は今日の午前に転居したばかりなのになぜこの家が分つたのかと却つて俊齋を怪しみ、宿所を尋ねた。伊集院と嘘言したが、維貞はそこまで家僕を無理に送らせる。その途中に、俊齋は刀で家僕を驚かして帰らせた。翌朝、維貞から問合せを受けた伊集院が西郷に薩僧の有無を問うた。事情を聞いてゐない西郷は知らないと答へる。彦根藩の偵察者が毎夜、志士の寓居を探り、緊迫した状況で、西郷と俊齋はこのま

ま京に留ることに危険を感じ、この日、大坂に向ひ、月照を守つて鹿見島に逃れることになった。このやうな顛末が幕府の動きと重なつて維貞への嫌疑として受け止められたのであらうか。このへんの事情はよく分らないが、維貞も訪問者に警戒してゐたことから身辺の危ふさに気をつけてゐたことは言へる。

さて、以上の俊斎の談話の内容から考へると、西郷、俊斎ともに維貞の名は知つてゐても、その人物については十分に知らなかつた。これは維貞が勤皇家ではあつても、吏職、儒学者であり、京都以外にはそれほど著名ではなかつたといふことであらう。また、越前藩の橋本景岳（左内）は日米修好通商条約の締結と將軍の繼嗣の問題を巡つて、藩主松平慶永の命により朝廷関係者に入説すべく、安政五年二月、京都に入り、その情勢を探つた。そして、四月に江戸に帰つてゐた景岳はさらに京都で情報を収集するために、活動させてゐた藩士の近藤了介に書簡を送つてゐる（五月二十三日付⁹¹）。それによれば、維貞は「服部、懇意の筈、此の人は近来、説変り交易の論に成り候筈」であり、「此の座田の同役、稲波主膳（此も交易説）^を 杯へも手筋を求め、御交り成られ候へば、然るべき哉」と頼んでゐる（「服部」（熊五郎）は京都で景岳の下働きをしてゐた藩士）。これに関連して、同年の春、京都における運動費の覚書⁹²に「式歩 座田東修、並に菓子代」と記録してゐる。以上のことから、景岳は維貞の動きに注意し、「和親交易の論」の立場から維貞に接触しようとしたこと、維貞は開国の考へに変わったことが分る。これは、前述した溝口健齋との交流からも言へることである。

これより先、肥前国生れで、久留米藩の尊攘派である中村貞太郎（北有馬太郎）は行動派の志士の雄たる田中河内介と親しく交はつてゐたが、嘉永元年に維貞の家を訪ね、三日後に寄寓してゐる。しかし、維貞と河内介とは交流はなかつたやうで、また、維貞が貞太郎と行動を共にした形跡もない⁹³。後に貞太郎は文久元年、幕府の嫌疑を受け、江戸の獄で病没し、弟の中村主計⁹⁴は同二年、寺田屋事件で河内介とともに捕へられ、鹿見島へ護送の途中、船内で惨殺された。維貞は、志士との関係はそれほど深くなかつたが、幕府から注意される人物であつたことは言へよう。

次に、維貞の人物像について「正義」「奸徒」と正反対の評価があつたことである。「正義」は謹直でまじめな役人で、学究にも励み、朝権を回復すべく尊皇活動に身を挺してゐたことを指してゐよう。一方、「奸徒」はその活動が熱心になるにつれて、宣伝、鼓吹の面が派手に表れ出てきたことをいふのであらうか。例へば、「我獨慙天地」の書を伝清麻呂筆と言ひ出したのが誰であるか不明だが、維貞の関与が考へられないこともないこと（後述）、偽作の『菅家遺誠』の中の二則を特に取り出して、その石碑の建設に三ヶ所も関はり、その摺本を独占販売に導いたらしいこと、また、和氣公追褒の建議や『国基』の献上など、御所への動きが徐々に大きくなり、政略的になつてきたことなどをいふのであらうか。なほ、「本朝古忠臣の画像の版刻」は不詳である。これは前述の菊池容齋の『前賢故実』と遺誠の二則の「頌与」とを混同して伝へられたのであらうか。しかし、維貞はその「数幅を展べ」といふからには確かに画像であり、これは清麻呂と楠木正

成であった。維貞がこの種の肖像画を出版したことは伝へられておらず、このへんの真相がどういふものか不明である。また、維貞が転居したばかりといふが、これは死去する一年ほど前のことである。一般に邸跡とされるのは、上京区新烏丸通下切通上ル⁽⁹⁴⁾で、現在の京都御所清和院御門に近い。歩行が困難であったので、学習院の勤務には都合がよかつたであらう。

維貞の人物評価についてさらに着目すべきは、前述の尾張藩校の明倫堂で督学、漢学教授を務めてゐた細野要斎の日記体の随筆『感興漫筆』の記述である。維貞の亡くなつた安政六年の二年後、文久元年七月に、要斎は医師の桜井東涯から借りた『国基』を読み、その要旨と評価を記した後、桜井から聞いた話として「維貞もと尾張の人。京に入り維貞となりて堂上家に周旋す。世事にかしく貨殖の術に長ぜり。堂上家皆これを愛す⁽⁹⁵⁾」と書き留める。「堂上家に周旋：愛」されたことはまさに前述の通りで、世間ではそのやうに受止められてゐたのである。また、「世事に：長ぜり」は同じく和魂漢才碑の建立や摺本の販売を指してゐて、尾張の地にまで知られてゐた。維貞は雑色、雑掌の仕事柄、庶務をよくこなし、各方面との連絡、調整、交渉に長けていたのであらう。そのやうな実務面に練達した能力が勤皇面への活動に発揮されたと言へよう。出自や上京までの経歴、また私的な出来事についてほとんど記録がないのも何か意図的、作爲的な秘密性が感じられるのである。

とは言へ、維貞は下級の官人たる院雑色として最大限のはたらきを爲した。堂上家に関はり、撰闋家に近づき、要路を開いて自己の思念

を実現することに邁進した。しかし、これは維貞個人の特異性によるものではなく、「近世中後期以降」⁽⁹⁶⁾、「個々の地下官人が多様な関係を朝廷社会の中で獲得できた」一例と言へる。維貞が養子に迎へられ、自分の子も養子を重ねたのは院雑色家として伝統を持つ座田家の権威と信用を保ち、家名を存続するために重要なことであり、維貞はそのことを利用して、活動することができたのである。ただ、「朝廷社会とのかかわりを持つとうとする動向は京都を中心とした地域の特異性とは言え：権威の浮上や尊王的な動向の一端と見ることは短絡的である⁽⁹⁷⁾」と言ふのは維貞には当てはまらない。維貞は上来、述べてきたやうに地下官人としての制約はあつたであらうが、その立場を生かすことにより「尊王的」な理想に向ふことができたのである。

さて、晩年の動きとしても一つ知られることは、勤皇烈女と言はれる黒沢登幾（文化三年（一八〇六）～明治二十三年（一八九〇））が維貞を歌の師として門人になつたことである。以下、『愛国叢談』⁽⁹⁸⁾によつてそのあらましを述べる。登幾は常陸国の修験者の女で、安政の大獄で水戸の前藩主徳川斉昭が譴責を受けた。その雪冤のため母の許しを得て江戸に出て、安政六年三月に京に入り、北野寺慶円坊に和歌を学ぶ形で東坊城聡長に会見を申込んだ。しかし、東坊城はそのころ幕府の嫌疑に触れ、謹慎中であつた。そこで、維貞の門に入り「烈公の旨をうけて窃に都に上り雲井に聞えあげける時の長歌」をつくつて思ふところを述べ、維貞を通して天聴に達した。その後、登幾は幕吏に捕へられたが、後に許され、余生を郷里で送つた。大獄の切迫した状況において維貞は藩主を思ふ登幾の純粋な心情に共感し、仲立ち

を引受けたのであらう。晩節を飾る一つの佳話であった。

八、終焉・追贈・意義

維貞は、家族には恵まれなかった。実父の速水玄仲(氏友)のことや美濃国高須とされる郷里について何も伝はってゐないことは初めに述べた通りである。都に出る前、養父の座田維正のもとでは、実子の長兄の維恭は文政五年十八歳で没し、次兄の維保は養子で天保六年に病気のためか官を辞し、位記を返上してゐた。維貞が養子に迎へられたのはその前年、同五年のころである。次に、維貞の長男維和は養子で安政三年に三十二歳で没し、次男維直が再養子に入り、安政五年に維和の跡を継いで院雑色、同七年に左兵衛少尉、ついで学習院雑掌になり、素読も担当した。明治八年に四十四歳で生存してゐることが確認できる。維直の実子の長男、維貫(貫一郎)は祖父、父の跡を継いで、座田家最後の院雑色を務め、明治九年に二十一歳であった。次男の謙二郎は不明で、三男の祐三郎は元治元年生れで、前述の通り、明治四十二年に乃木希典が『国基』覆刊の許可を得るため祐三郎の家を訪ねてゐる。このやうにして、安政五年ごろに生存してゐたのは養子の維直と幼い孫一、二名、それに娘一名であった。子孫に人を得なかつたと言へばその通りで、長年続いた院雑色家も明治に入って、その制度とともに消滅するほかなかつたのである。

以上のことを明治維新直後の変革に即して言へば、次の通りである。明治二年七月に官制が改定され、旧制の律令百官と受領が廃せら

れた。従来の地下官人や公卿の諸大夫、家人などは長年その家の特権を世襲して受継いできた職をことごとく失ひ、失業した。「官家士族」の扱ひで、明治政府から排除され、生活は困窮していった。このことは座田家も例外ではなかつた。維直は右の年に旧官を廃せられ、翌三年十二月に京都府が管轄する「京都府貴属士族」を仰せ付けられ、同八年二月に家禄は「高現米拾貳石」で、「内六石奉還」させられた。また、その長子、維貫は同七年に「番人」、翌年に「邏卒」から「巡查試補」、九年に「四等巡查」を仰せ付けられ、家禄も父と同じく半減した。時代が変つたとは言へ、地下官人の失意、没落の一例である。維貞の献身的な勤皇活動が国家としては実を結んだけれども、当家にとっては逆の結果を招いたとは皮肉なことであつた。

維貞は安政六年(一八五九)八月二十二日に病ひによつて没した。法名は蓮沼院清光一夢居士で、「清光一夢」に生き方が集約して表されてゐよう。墓はたびたび言及してゐるやうに、座田家の本家と分家の菩提寺の妙蓮寺にある。さうして、その五十余年後の明治四十五年二月二十六日に、明治天皇は維貞に対して正五位を追贈された。このことについては、護王神社の初代宮司で、このころ七代目宮司として再任してゐた半井真澄の尽力によるものである。半井は同四十三年十月、「故座田維貞へ贈位建白」を書き、それに府知事が副申を添へて、時の首相、桂太郎に呈上した。「王政維新之前後ヲ問ハズ、古来苟モ国家ノ為尽力侯者ハ夫々御贈位之恩典ニ預カラザル者無之、是寔ニ聖世ノ美事ト竊ニ感佩罷在候」と書き始め、維貞の事績を述べてゐる。この中で、「子孫零落シテ殆ンド絶家ニ均シク、随テ書類等渾テ散逸

シテ伝ハラズ」とするが、苦勞して維貞の資料を集め、真澄の父「忠見ノ存生中、同人ト往来シテ親シク見聞セシ事」を併せて「参考書」を作つたと記す。なほ、これに付した「座田維貞君小伝」は前に紹介したもの比べて、添加、削除してゐるが、ほぼ同文である。また、「時世ニ付建白書」は「前後紛失」や「破損」があつて、趣旨が取りにくい、緊迫した情勢を憂へる思ひを叙してゐる。なほ、この贈位を祝つて、「祭典を挙行し、尚ほ墓地の附近に記念碑を建設し、翁の功業を顕彰せん」とする動きがあつたが、このことは実現しなかつた。

座田維貞が没して百五十余年、今その名を知る人はわづかであらう。しかし、その遺した功績は目立ちはないが、今なほ命脈を保つてゐる。『国基』は同時代から明治末年まで読み継がれて、影響を与へ、昭和前期に及んでゐる。現代は覆刊されることはなくても多くの図書館に所蔵され、自然風土による国の自立性と国体の特質、地政学的な観点による国のあり方などに重要な課題を示してゐる。学習院は当初は漢学が講じられたが、もともと学則には「国典に通じる」ことも謳つてゐる。そこで、開講より二年後、嘉永二年から国書の講義、孝明天皇を中心として輪講が始められた。この学問研究の態度は次第に皇国を尊崇し、「復古的氣風を濃くし、やがて朝廷の權威を高め、わが国の中心的地位を明確にしようとする考へを強めた」ことであらう。

また、学習院はもともと公卿の子弟を対象としたが、御所に出仕する非藏人や地下官人も学ぶことができた。かうした人々は学問を得るだけでなく、今までの狭い社会を越えて、政治的社会的な情勢に関心を抱き、自覚を高めていった。さうして維貞の没後、文久年間に尊皇

攘夷を唱へる志士が国事御用掛となつて、学習院に出入りし、政治活動の集会所の様相を呈してきた。維貞は当時としては明確に尊皇、勳皇を意識することはなかつたが、その運動の出発となつたと位置づけることができよう。しかし、その後、学習院は明治三年に廃止され、京都府の所管として京都府中学(府立一中)に引き継がれた。その後、東京で華族会館が華族学校を開設、宮内省の管轄する学習院を経て、戦後、私立学校として発足した。京都学習院の継承ではないが、名を受け継ぎ、独自の学風は息づいてゐるだらう。

また、『菅家遺誡』は偽作として斥けられてはゐるが、菅公を追慕する風儀は天神信仰として今も根強く、広く行き渡つてゐる。また、和魂漢才説は我が国の学問の基本的な態度として重視され、現代はとりわけ和魂洋才といふ新しい概念で生かされてゐる。和氣清麻呂への追贈は古来の忠臣義士への追贈と靈社の建立、別格官幣社としての列格に導いた。さらに、このことが底流となつて、招魂社、靖国神社の創祀に発展していった。和氣清麻呂は明治時代から昭和戦前まで教育に取り入れられ、また、十円紙幣の肖像として著名で、戦時の危機に際して、特にその精神が説かれた。戦後は忘れられつつあるものの、困難な時代に、例へば「平成の清麻呂」として回想し、待望され、御祭神として祀る神社は静かに崇敬されてゐる。このやうに、維貞が国の根本の理想を求め、その顕揚に尽力した意義は深く、その功績は伏流水のごとく今も生きてゐるのである。

九、和歌・漢詩・存疑の著作

維貞がつくった韻文で収集できたのは、歌が九首と詩が五首である。このうち既に取上げた歌が『国基』自跋の一首、「護国大明神階神号宣下ニ付祝歌」二首、『本朝錦繡談叢会』所収の一首の計四首、詩が『国基』自跋の一首である。そこで、ここでは右を除いた歌五首と詩四首を挙げて、適宜、解釈する。

曙 鶯

梅が枝に鳴くうぐひすの声すなり夢ながら聞く春の曙

〔平安人物志短冊集影〕

水辺納涼

立よりて幾たび水をむすびてし秋にやまこふ加茂の河なみ

〔名家筆蹟考〕

初 雁

いやあつくまた夏としもおもふ身の初かりがねに秋を知りにき

〔故座田維貞へ贈位建白〕

立ならぶ山の峯にも消残る雪とひとつに霞む大ひえ

〔先賢遺芳〕

いくちよもへぬべき名こそゆかしけれときはに松のみさをかさねて
〔延齡松詩歌集〕

最後の歌は和氣清麻呂の変らぬ忠節が贈表されたことを松が常磐に

色を変へない操になぞらへて讃仰したものである。

閑斟椒酒賀平安

不厭貧情心自寛

五十光陰亦添一

爐邊痴坐護春寒

〔郷土勤皇家遺芳帖〕

閑かに椒酒を斟みて平安を賀す

貧情を厭はず心自ら寛し

五十の光陰 亦、一を添ふ

爐邊の痴坐、春寒を護る

左注に「右元旦 武衛校尉紀維貞」と記す。正月を迎へて五十歳に達し、自ら祝つたのであり、弘化二年の作といふことが分る。「武衛校尉」とは兵衛尉の唐名(唐風の名)で、元旦で改まつた気分になつたのであらう。「椒酒」とは山椒の実を浸して造つた屠蘇酒の類で、元旦に心を落着かせて静かに椒酒を斟んで、安らかで穏やかな正月を賞でてゐる。時に卑小で賤しい感情が起つても、それに捕はれることなく、心は自然にゆつたりとしてくる。五十年の月日を重ねてきて、それも一興を添へてゐる。囲爐裏ばたに坐つて、つれづれに時を過し、春の寒さを防ぎ、凌いでゐる、と充足した心境を詠む。

萬寿無窮弘化春

徳充四海及君臣

帝孫不改幾千載

又談三才天地人

〔国基附国基題詠集〕⁽¹⁶⁾

萬寿窮り無き弘化の春

徳、四海に充ち、君臣に及ぶ

帝孫改まらず、幾千載

又談れり、三才の天地人

左注は「元日試筆 鎮軍長史紀維貞」とある。弘化三、五年の間の

元日に詠んだ詩で、ちやうど同三年に学習院が創立され、翌年に開講して、維貞が充ち足りた心意気にあつた時期である。「鎮軍長史」と

は右の詩と同じく兵衛府の唐名で、「吏」は「史」ともいふ。⁽¹⁷⁾

第四句が訓読、意味ともに難しいが、次のやうに解釈できる。『懐

風藻』の巻頭に大友皇子が父、天智天皇の宴に侍して詠んだ詩に「皇明、日月と光り／帝徳、天地に載つ／三才、並びに泰昌……」とある。

天皇の御威光は日月のやうに明るく照り輝き、その御聖徳は天地に満ち満ちてゐる。今や世界は天皇の御恩沢によつて、天地人すべてがそ

の時と処を得て、泰らかに榮えてゐる……といふ意味である。天智天皇の治世を讃へ、世が安定して、平穩であるのは天皇の恩恵によることをいふ。以上をもとに、この詩を解釈しよう。弘化時代の正月元日、

晴れやかに清々しく、世は幾久しく限りない長寿を祝し、天皇の御聖徳があらゆるところに満ちて広がつてゐる、わが国は皇統が一系で太

平の国柄である、これは天地人の三才が相俟つて、調和してはたらい

てゐることを示してゐる、といふ意味であらう。「談」は語る、物語るといふことで、その現象が確かな意味や真実を表してゐるのである。また、「三才天地人」は「天地人（の）三才」とある方が分りやすいが、押韻の関係から逆にしたと思はれる。

得権大納言難波宗建卿^{むねたけ}

蹴毬妙術似神仙

円社伝名二百年

更有危言堪嘆賞

堂堂志気大於天

〔野史竟宴詩歌〕⁽¹⁸⁾

権大納言難波宗建卿を得て

蹴毬の妙術、神仙に似る

円社、名を伝へて二百年

更に危言有りても嘆賞に堪ふ

堂堂たる志気、天より大なり

この詩歌集は飯田忠彦が『大日本史』の続篇として、後小松天皇から仁孝天皇までの歴史を編纂して、『野史』と名づけて嘉永四年に成り、同年五月に知友がこれを祝して竟宴を開いた。その時に『野史』中より題を選び、各自が割り当てられた人物を歌や詩で詠み、一本にまとめたもので、題の「得」はその意味である。難波家は代々、蹴鞠の法

を継ぎ、その技は神に近く絶妙と讃へられ、その結社は二百年にならうとする。その上、激しい言葉で要路に直言することが多く、その勇氣ある堂々とした盛んな意気は天よりも大きい、と褒め讃へてゐる。

義胆忠肝誰可比

愛君憂国是男兒

一編文字如盤石

永作千秋萬世基

(溝口健齋『紀維貞詩文』)

義胆忠肝、誰か比すべく

君を愛し国を憂ふる、是れ男兒たり

一編の文字は盤石の如く

永く千秋萬世の基と作る

前述の、新発田藩の前藩主の溝口健齋(直諒)が自著『報国訓蒙講義』を維貞に贈ったことに対して、維貞が返した御札の詩で、安政三年の作である。⁽¹²⁾先に維貞に贈られた「報国画」の一枚は、「精光配日、陰陽和合、是れ高節高き竹の画」であった。この「義胆忠肝」は、正義を重んじ、忠義を尽す心をいふ。「一編の文字」は健齋の右の著作のことである。ここで「同氏(座田)は拙者の主意よく読み候事と感心致居候」と言っている。この詩の大意は次の通りである。溝口公の正義を重んじ、忠に尽す心は誰にも比べることができず、君を愛し国を憂ふることは男子たるべきものである。公の書は大きな岩のごとく

堅固で、永く千年万年の国の根本となる。

さて、維貞の著作として、『補訂版国書総目録』⁽¹³⁾で、『諸幄図会』と『神祇服紀念』⁽¹⁴⁾を挙げてゐる。これが正しいかどうか次に考証しよう。『諸幄図会』は、大嘗会、即位、大饗などの諸行事に仮設された建物に垂らす幕や帷の絵を集めたものである。宮内庁書陵部蔵の同書は「鷹司城南館図書」で「鷹司家献納本」、「江戸末期写」とされる。⁽¹⁵⁾しかし、同書の奥書に「座田右兵衛大尉紀維貞述」とあり、この「述」の文字には注意しよう。この「述」は「述」とは別字である。たとへ「述」を書き誤ったとしても、「著」の代りの「述」は現代風で、しかも彩色の絵図を描いたものを「述」と表すことはあり得ない。やはり「述」が正しく、これは四方から集めるといふ意味で、通常の著述とは異なる。つまり、維貞は少くともこれらの諸幄の図を収集して編んだのであらう。維貞は院雑色として諸幄にどのやうに関はったかは不明であるが、ことさら著作として挙げるべきほどではない。『国基』は古代中国の古典を多く引用してゐるが、その選択には識見が必要で、自説も述べてゐるので、著作でよいが、本書はそこには至つてゐない。宮内庁書陵部蔵でもう一本『諸幄図集』(全三軸、巻物)がある。右と同じく、「鷹司城南館図書」で「江戸末期写」である。⁽¹⁶⁾前者は色彩画であるがこれは彩色で描かれてゐない。注目すべきは寛政九年(一七九七)写、裏松固禪と書かれてゐることである。固禪(光世)は有職故実家で、『大内裏図考証』を著した。このこともあり、儀式の諸幄に関心を持って書き写したのであらう。固禪は学習院の国学講師も務め、雑掌であつた維貞と交友があつたと思はれ、右の両書とも

鷹司本であることから、この写しに二人が関与したとも考へられる⁽⁸⁾。

次に、あと一書、維貞の著作とされてゐるのが『神祇服紀令』（神祇道服紀令）である。慶安元年（一六四八）版の写本が国立公文書館内閣文庫にあるが、維貞の名は記されてゐない。同書は、室町時代後期の吉田神道創唱者、吉田兼俱が制定したとされる吉田神道の宝典の一つである⁽⁹⁾。喪に服する期間や心得を説く書物を維貞の著作とした根拠は不明で、写したとしても維貞の活動の領域に合はない。強ひて言ふと、前述の吉田神社社家の鈴鹿連胤との交友関係が考へられるが、証する史料がない。以上によって、『諸唄凶会』、『神祇服紀令』の両書とも維貞の著作でないと判断でき、著書から省くべきである。

十、伝和氣清麻呂真筆「我獨慙天地」

和氣清麻呂（以下、和氣公と記す）には詩歌や文章は何も残されてゐない。ただ、時の中宮、高野新笠（桓武天皇の生母）の旧氏姓「和史」の系譜である『和氏譜』、民部省の先例を集めた『民部省例』といふ著作はあつたが現存してゐない。このことは、和氣公が文人や学者ではなく、初めは地方出身の武官として勤め、その後、中央政界に入り、「庶務に練れ、尤も古事に明るく」、有能練達な官僚として、平安京建設や民生に尽力したといふ経歴にもよらう。しかし、和氣公にただ一つ直筆と伝へられる「我獨慙天地」（我れ獨り天地に慙づ。以下、伝真筆と記す）といふものがある。これは前述の通り、もと神護寺境内にあつた護王神社が明治十九年十一月に御所蛤御門前の現在地に遷

座された時、文書類とともにその版木が引継がれ、その複製が今も当社に所蔵されてゐる。ただ、これはあくまで伝承上のことであり、その真偽について定かではなく、史料も少い。そこで、この伝真筆を主題に取上げ、その出現と経緯・普及、維貞との関わり、維貞の自筆の蓋然性について述べる。

(1) 受容と普及

前述の通り、天保十四年かその翌年、関白鷹司政通が和氣公の書を「忠臣」と言つて仁孝天皇に御覧に入れた。これを陪聴されてゐた皇太子が感服され、後に孝明天皇となられた時に、和氣公靈廟に正一位護王大明神の神階神号を追贈なさるきっかけになった。この書が何であるかは明確でないが、伝真筆を指すと判断して誤りなからう。これが管見に入った限りで、世に表れた最初である。この表章の翌年、嘉永五年閏二月十五日、東北遊歴の旅を続けてゐた吉田松陰は新潟から萩にゐる父、叔父、兄に宛てて書簡を送つた。「和氣清麻呂従一位を贈らるるの事、昨年三月十五日の由、水戸にて始めて之れを承る。実に数千年の盛典、而して江戸人漠然として語らず。其の京師あるを知らざること蓋し此くの如し」と記す（ここで「従一位」とあるのは「正一位」の誤りである）。「数千年の盛典」と感銘を受けながら、江戸の人が無関心であつた様子を嘆いてゐる。また、獄中や幽居中に読んだ本の中から抄録したり、感想を記した覚書である『読余雑抄』に、安政三年の春夏に、どういふ時のことか、「嘉永四年、高雄山和氣社に正一位護王大明神と崇めさせたまふこと」と正確に書き留めてゐる。

さらに、随筆ふうの日記『吉日録』の安政四年三月二十四日の条に、早世した金子重之助(重輔)の追悼歌を岸御園から依頼され、「菅公も清麻呂卿も四十七士も皆其の世の罪人にて候へども、一人も忌憚するもの之れなく、千歳の後、鑑とも仰ぎ貴み候儀に御座候」と書き送った。このやうに和氣公に関心を抱いてゐた松陰は、同年十月、岸御園から伝真筆と維貞の『国基』を贈られた。『丁巳幽室文稿』の「御園に与ふ」に、次のやうに述べる。

向に和氣公の墨本一紙を贈らる。…而して其の自ら書するや乃ち曰く、「我れ獨り天地に慙づ」と云ふ、則ち公当日の風、其れ何

如ぞや。千歳の下、之れを読めば感慨に勝ふるものなし。…但だ此の書歲月の款題なければ、則ち公何れの時に書せしや、吾れ得て知らざるなり。

ここの「墨本一紙」とは伝真筆のこと、「公当日の風」とは宇佐に使ひし「神勅を奉じて妍謀を破」った時の風儀、威風のことである(この後、「慙づ」についてその精神を考察してゐる。後述)。

ここで注意すべきは追贈六年目に、伝真筆の「一紙」が長州にまで確かに伝はつてゐたことである。これは、版本によつて先の『菅家遺誠』の二則のやうに印刷、頒布されてゐたのであらう。松陰は日付を記してゐないことに疑問を抱きつつ、「吾が家素より多くは書画を置かず、謂へらく物を玩ぶは益なしと。今足下の贈、僕獨り珍襲宝重し自ら比する所を知らず、僕竊かに自ら慙づるものあるを以てなり」と、大切に扱ひ、和氣公と比べて「慙づる」ところがあると謙虚に反省してゐる。さらに、伝真筆とともに既述の通り『国基』の抄録が同じ門

弟から同時に贈られてゐる。これが伝真筆と維貞との結びつきを示唆する一端である。

さて、幕末期の歌人、国学者の橘曙覧は和文で知られてゐるが、時に漢文を用ゐることもあり、珍しく「偶成」と題する詩を作った。「我れ獨り天地に慙づ／壁間の五字書／香を焚いて晨に肅拜すれば／心氣自ら清虚なり」。自室の壁に貼つた和氣公の書を拝し自然に私心のない、清らかな心境になつたことを詠んでゐる。このやうに、伝真筆が長門、越前にまで伝はり、それぞれに深い精神的な影響を与へてゐたのである。

一方、この書に疑惑を持つ動きもあつた。国学者の矢野玄道は嘉永四年十月に門下生とともに神護寺内の護王社に参拝した。安政五年に『八幡宮御伝記』を著し、慶応三年に『猷芹庵語』と題する建白書を捧呈し、宇佐大神の神勅を記した後に、祭政一致を主張した。このやうに和氣公崇敬の念の厚い玄道は明治八年に『護王神御伝記』(別名、『和氣清麻呂卿御伝記』)を著し、その中で伝真筆について次のやうに述べる。

神護寺の秘庫に伝りし明神の真筆など云物の世に聞ゆれど、総て信に取らざること、月堂見聞集ナル享保十九年全寺開帳目録に清麻呂伝記また土佐光信筆清麻呂時成基成図絵とあるのみにて、他物あること無にて知るべし。

右の『月堂見聞集』は京都に住んでゐた本島知辰が見聞した筆録で、「高雄山神護寺開帳靈宝」として、葉師如来、弘法大師御作組に続いて、右に引用の二点を挙げてゐる。また、時代は古くなるが、明暦二

年（一六五六）に調査された『高雄神護寺書籍靈宝目録』⁽⁴²⁾にも記されてゐない。その後、寛政四年（一七九二）の調査にも記録がない。⁽⁴³⁾また、有職故実家の松岡行義の随筆『後松日記』⁽⁴⁴⁾に天保四年、神護寺で見た宝物で、屏風、肖像画、太刀など十四点を挙げるが、伝真筆は記してゐない。また、和氣公表章の三年後、嘉永七年に峨山青護が刊行した『高雄榎尾梅尾巡参案内記』⁽⁴⁵⁾には三幅対と「和氣清麻呂社」を記すのみである。このことから江戸期を通じて、伝真筆は神護寺にもとまなかつたのではないかと言つてよいのではないか。『和氣公紀事』⁽⁴⁶⁾で述べる通り、「和氣氏遺物は…世に存するもの絶無と謂つて可なる」ものである。和氣公追贈の動きが出て来たところに、一部の関係者の間に突然、現れ、神護寺に閑はらずに広がつていったのであらう。そして、それが神護寺に奉納された後、「神護寺の庫に在り」とされ、明治十九年、護王神社が御遷座した時に、その版木が引継がれたと考へるのが自然であらう。久我建通が「五文字の石摺をえたり、其筆法実に無比の勢ひ有て」と記すほど珍重されてゐたのである。

さて、以上は幕末から明治にかけての受容の態度であるが、その後のどのやうになつていったであらうか。護王神社では昭和三十年から五十年半ばにかけて、この摺本を授与して、一般に知られるやうになつた。⁽⁴⁷⁾大分県の宇佐神宮で護王神社のものを複製して、石摺の軸物にして授与品としてゐた。⁽⁴⁸⁾また、先哲志士の書画を数多く所蔵する愛知県豊田市（旧、稲武町）の古橋懐古館にこれが展示されてゐるが、成立年や購入年などについての記載がない。北九州市小倉南区にある葛原八幡神社は和氣公が八幡神を奉斎した神社と伝へ、嘉永六年、本

殿に相殿の公の靈に神号が追贈された。その元撰社が（湯川）水神社で、当社には公が境内の温泉に浴することによつて足萎えが治つたといふ伝承があり、ここに伝真筆が社宝として蔵せられてゐる。一時、これが追贈の年に御幣とともに授けられたとしてゐたが、後に、護王神社のものであることが分つた。⁽⁴⁹⁾さらに、和歌山県田辺市の高雄山麓の千光寺は和氣公の開基と伝へられ、本堂に公の木彫の立像と位牌が安置されてゐるが、この柱に伝真筆の聯が掲げられてゐる。この近くの中宮神社は当寺の鎮守神として愛宕大権現を勧請したもので、この境内末社に護王神社がある。昭和五十三年、和氣公の千二百八十年祭の時に、伝真筆の石柱が玉垣の前に建てられた。また、和氣公の本貫である岡山県和氣町の和氣神社では平成元年にこの石碑とその説明の副碑を建立した。

このやうに、伝真筆は当代から現在にまで広く伝はり、後世にも残されていくであらう。この事実の意味は真偽を超えて重く、かつ深い。この五字の書は和氣公の精神と行動を直截に一言でもつて表すものであり、それゆゑに歴史的な名言として尊重されてきたのである。このことは先の和魂漢才碑についても言へることである。この碑は前に述べた通り、幕末と明治時代に集中的に建てられたが、現代にまで続いてゐる。一例を挙げれば、東京都国立市の谷保^{やほ}天満宮で昭和五十二年に菅公千七十五年祭を期して、愛知県岡崎市の岩津天満宮で平成十四年に菅公千百年祭を期して、それぞれ建立された。⁽⁵⁰⁾これは遺誠や二則が事実かどうかはもはや問題ではなく、一つの思想的、国民精神的な意義を持つて、歴史を動かしてゐるといふことである。

(2) 筆蹟の鑑定

ここで、伝真筆そのものを見てみよう。現在、版木しか残らず、原本はもとより存在しない。版木に裏書がなく、制作年代も明らかでなく、落款も何も記されてゐない。五文字を全体的によく見ると、装飾的で個性的、自由奔放な余裕が感じられる。獨特の筆法で、線を大きく柔かく伸ばし、連綿として続けてゐる。「獨」はことさら意図的でおもしろく、けもの偏の第一画と第二画を続けて、円に描き、図案化してゐる。見方によっては和氣公ゆかりの猪を想像させる。これだけでも少くとも奈良、平安時代の筆の遣ひ方とは思はれない。また、「清麻呂」は「清麿」「清丸」とも書かれるが、なぜか「清満呂」となつてゐる。「麻」に対して好字の「満」を宛てたのであらうが、それが自筆かさうでないかの判断の根拠になるかどうかよく分らない。ただ、八田知紀が和氣公を詠む歌の詞書で「和氣清満卿」とする⁽¹⁰⁾。ともかくことさら通用の文字を用ゐなかつたところに、却つて意図的、作爲的な技法が見て取れる。

以上のことから、和氣公の自筆とする積極的な根拠がない。これは、公に対する景仰心が高まり、周知されてきた江戸時代後期に、その崇敬の念が顕彰、追贈への動きに高まつてきた時、その精神を汲み取つて作られた語句であり、筆蹟ではないだらうか。それが誰であるか、ここで中心的に強く顕彰活動を進めてきた維貞の存在が考へられる。はっきり言へば、伝真筆は維貞自らが揮毫したのではないかと推定されるのである。

では、ここで伝真筆を維貞の筆蹟と比べて鑑定しよう。用ゐる書蹟は前述してきた次の通りである。(一)「立よりて」の歌(二十七頁)、(二)「閑斟椒酒」の詩(同)、(三)「萬寿無窮」の詩(同)、(四)「和氣公追褒の建議草稿」(十八頁)、(五)「護国大明神・祝歌」(十九頁)。そこで、伝真筆と、それを筆者が鉛筆でなぞつて臨摸したものを並べて、右の書蹟中の文字を選び取つて配列したもの(三十四頁)とを比較する。

まづ、「我」は全体として太く、大きい。これは(五)①②③の筆下ろしや墨継ぎの時の書き癖である。「我」の第一画は(三)④の「元、試」の第一画と似た勢ひの降し方で、しかも一般的でない。「我」の第二画を短くして偏の位置に置いてゐる。これは(五)⑤の「起」と同じ形であるが、行書体によくある。また、「我」の第五画の右への撥ねは斜め直線から撥ねるのではなく、真直ぐ下に降して曲げるやうにして撥ね上げる獨特の筆遣ひである。これは(一)⑥の「茂」、(二)⑦の「邊」、(三)⑧の「歳」、(五)⑨の「氣」に見られる。次に、「獨」はけもの偏の第一画から第二画に続ける時に、大きく円を描いてゐる。これは行書体では一般的だが、維貞は特に丸く、伸びやかである。これは(四)⑩の「月」、(五)⑪の「年」「の」と同じで、この筆癖は維貞しかあり得ないであらう。続いて、「慙」の「斤」の第三、四画を続けることによつて曲げて書く。これも維貞獨自のものである。(四)⑫の「節」、⑬の「和」、⑭の「麿」、(五)⑮の「祠」は、ここでは曲げる必要のないくづし方である。「天」は普通の書式で個性は出てゐない。「地」は第五画を省いてゐる。これは行書体でよく

(伝和氣清麻呂真筆)

我獨慙天地

清満呂書

(右をなぞって筆者が書いた文字)

我獨慙天地

清満呂書

(座田維貞の筆蹟)

① 護王大明神

(護王大明神)

② たえける

(たえける)

③

こゝち

(こゝち)

④

元旦試筆

(元旦試筆)

⑤

起し

(起し)

⑥

加茂

(加茂)

⑦

邊痴

(邊痴)

⑧

幾千歳

(幾千歳)

⑨

和氣

(和氣)

⑩

月

(月)

⑪

四年弥生の

(四年弥生の)

⑫

忠節

(忠節)

⑬

和魂

(和魂)

⑭

清磨

(清磨)

⑮

祠れる

(祠れる)

⑯

天地人

(天地人)

ある筆法で、そのことを示すために、末筆に読点のやうな小さな点をつけることがある。(二三)⑩の「地」で句点のやうな丸をつけるのは珍しい。「獨」のけもの偏を円に描くのと同じ好みであろう。ただ、これ以外の書では「地」は全画で書いてある。さらに、筆蹟の写真をここに挙げてゐないが、『溝口家史料』の維貞の書状から例を挙げると、①「中」の第一、二、三画を丸く円のやうに書き、②「田」の地を象形する囲ひを同じく円に描き、③筆下ろしや墨継ぎを太い一本の線にするといった、同じやうな特徴が見られる。

このやうに、筆蹟を鑑定すると、共通する文字の姿だけでなく、筆の運びや勢ひが一致するところが少くない。しかも、本来なら行書によって省筆するのが普通であるのに、逆に装飾的に線を余計に入れることで、秘密を暴露するかのやうに本人しかなし得ない書き癖を見せてゐることで、維貞の書であると判断してよいであらう。

(3) 内部徴証による考察

以上は外形に基づいた分析であるが、次に内部徴証として伝真筆の意味内容を考察しよう。

「和氣公追褒の建議」で、「此卿、獨立獨行して他を顧みず：忠勇勇烈の操、万人の上に突出し、至大至剛の心、一己の力を以て、速に魍魎を払ひ除け」の条が、伝真筆の行動の理念と軌を一にしてゐる。先に『国基』における伯夷叔斉に対する維貞の評価を述べたが、「特立獨行は、前世未だ嘗て有らざるの高義なり」と賞する。この「特立獨行」は『礼記』（儒行）や韓愈の「伯夷頌」（「士の特立獨行、義に適

ふのみ」に既に表れてゐる。和氣公の行為は節義、高義の点において傑出してゐて、それはまさに伝真筆の根底にある精神であつた。

神護寺内の「和魂漢才實事篤行」碑や学習院字則とその聯に『中庸』の「篤く之を行ふ」の語句が取り入れられてゐることは既述した。維貞はこのことにも関はつてをり、『中庸』の影響を受けてゐると思はれる。その中に「君子はその獨（獨り）を慎むなり」とある。この「獨」は単に一人であることではなく、「内面的に獨立した己れ自身」を指してゐる。和氣公の自立獨立もここまでの心境と考へるべく、維貞の思惟もここにあつたと思はれる。

伝真筆は前述の通り、関白鷹司政通が仁孝天皇と皇太子に差し出したものと推定される。このやうな密接な間柄と工作は和魂漢才碑の動きと通底してゐる。前者は維貞が表面には出てゐないが、後者は積極的に活動し、二則の販売にも力を入れた。その後の両者の広がりともに石碑の建立と摺本の頒布の手順と方法において並行的に一致してゐる。このやうに流行を取り入れることに日本人の国民性を表してゐるかもしれないが、それを受け容れる共通の精神的な基盤がある、と言つてよいであらう。

前述の曼殊院侍である和氣（小島）久公は『菅家遺誠』丙本や『本朝錦繡談叢会』の刊行で関はりがあつた。久公は後者の巻頭に伝真筆を板刻し、序に和氣公の師であつた路豊永曰くとして、「忠烈大地に盈ち、功名四海に伝ふ、忝くも千歳の善影を図く」を掲げる。しかし、豊永の事績はほとんど残らず、文章も伝はらない。さらに、前述の『護王大神記』に至つては小島姓に戻し、巻頭に伝真筆を四頁にわたつ

て載せ、続いて右の豊永の句を挙げ、「豊永真人の書する所と相伝ふ、蓋し清麻呂卿を賛すと云ふ」ともつともらしく記す。次に序で、久公は「我獨慙天地之一句、以て神威を海外に開化せんと欲し、朝恩に奉ると云ふ」と書く。増補者の角谷隆音は四言詩で「生得仁を懐き、獨り天地に慙づ、兄弟忠を誓ひ、篤実にして謙遜す」と詠む。本文では「常に自ら我獨慙天地の一句を記し、自ら戒めと為す、高雄山に真筆あり」と創作的に述べる。このやうに、この書物は伝真筆の思想を鼓吹する宣伝書と言つてもよく、伝真筆を信仰的、狂信的に崇め奉る姿勢があり、しかも典拠不明の異聞、異説が多く記されてゐる。これに対して、森鷗外も疑問を呈してゐるほどで、そのまま信用し難い。久公は先に述べたやうに、和氣公を遠祖とする当家限りの伝承を受け、当家に伝はるとする和氣公の墓も改修した。伝真筆も同じやうに信憑性が疑はれ、維貞と久公らの交際による作物と考へられなくもないのである。

前述の通り、安政の大獄の緊迫した状況で、有村俊齋は維貞が「正義」か「奸徒」かの世評を確かめるため、維貞の自宅を訪ねた。確かに「正義」の士であるが、当時から「奸徒」と評価される見方もあったことに留意しなければならない。これに関連して、鷹司政通は初め開国論を唱へ、幕府方であったが、安政五年、三國大学、小林良典、三条實萬らの説得によつて豹変し攘夷論を主張した。東坊城聡長はもとも宮中を擁護してゐたが、安政の日米条約に勅許を乞ふ幕府に便宜を計つたと疑惑を掛けられた。

田中河内介は天保十四年に大納言家の中山忠能に仕へ、嘉永五年に

その女の慶子が祐宮親王（後の明治天皇）を生んだので御用掛として仕へた。そのこともあり、河内介は公卿に対して厳しい見方をしてゐる。例へば、鷹司は「関東へ荷担、此卿より（諸藩の建言が）関東へ逐一相洩れ候事」、東坊城は「鷹司家之阿諛：官位昇進、伝奏相勤：も多分の金子差出され：禁中の秘議、逐一人より相洩候」と評してゐる。特に、東坊城は「初めから世間の非難が高く、天皇も「姦邪の小人」と憎まれてゐたといふ。また、前述の通り、安政五年二月、入京して国事に奔走してゐた橋本景岳は京都における情勢を報告してゐた。その「江戸邸への密書」（二月二十九日付）によれば、「東坊城、太閤（鷹司政通）に恐れ、賄路を取り：関東（幕府）の申す如く成されざる時は、承久の、後鳥羽帝の事恐るべし」とまで言つてゐる。孝明天皇が「伝奏（東坊城）は兎角賄路に流れ候を御伝聞、毎々御直に（直接に）御召寄せ、一々御叱呵遊ばされ候よし」と述べ、さらに、東坊城は「鷹（司）の引き用ゐる故、関東方と申す説」があり、「俗才にてかしこき由」と書き送つてゐる。このやうな二人の動きを考へると、これに乗り、取り入つてきた維貞の誠実な行動も冷静に判断し直さなければならぬのである。「遺誠」の二則や伝真筆の問題もやはり何らかの作爲的な準備や策謀があつたのではないかと疑ふ余地があるのではないだろうか。

以上、伝真筆を筆蹟と内容の両面から分析、考察したが、その筆者については確定的な証拠はなく、決定的な断案を下すには至つてゐない。しかし、少くとも維貞が関与してゐるらしいとする推測を否定することはできない。むしろ、そう考へる方がより自然で、あり得べき

ことである。当時、伝真筆に関はる者は維貞を措いて、他にはゐないと言はねばならない。かくして、この筆者は維貞であると結論づけられるのである。

〔付記〕

本稿はこの伝真筆の問題に関して、さらに(4) 思想的考察、(5) 事実から真実へ、の二項を用意してゐるが、規定の頁数を大幅に超過したので割愛する。

〔注〕

- (1) 座田維貞の伝記で最も古いのは『国事執掌報効志士人名録』一(史談会、明治四十二年)である。続いて、和氣清麻呂末裔、今治半井家の護王神社初代宮司の半井真澄が「贈正五位座田維貞君小伝」を『神社協会雑誌』十一ノ六(同四十五年六月)と(41)の『国基附国基題詠集』(明倫会、同年同月)に掲載した。前者によると同年三月に執筆してゐるが、このもととなったのは同四十三年に書いた維貞への贈位建白書に添へた「小伝」である(後述)。これらは伝記類の中で最も長文である。また、右の『国基附国基題詠集』の口絵写真にこの抄録である自筆の「小伝」を維貞の自画像(武官姿)とされるもの上部に貼り、掛軸にしたものがある。この写真版は伊藤信「郷土勤皇家遺芳帖」(岐阜県立図書館・大垣市立図書館刊、昭和十六年)にも載り、この「小伝」が活字化されてゐる。この掛軸は座田家伝来のものであるが、後に、座田家の菩提寺の妙蓮寺玉龍院(後述)に寄託され、さらに当院から護王神社に奉納されたと思はれるが、現在、当社には所蔵されてゐない。
- なほ、岐阜県で刊行されてゐる郷土史関係の各種の偉人伝では伊藤信『美濃文教史要』(大正九年)以来、維貞を寛政五年生れ、安政四年、

六十五歳で没としてゐるが、これは明確に誤りである。座田家伝来の『五家々伝』『院雑色座田家伝』や『地下家伝』(後述)、また、維貞の旧墓碑銘による生誕年と享年に従ふべきである。これより後の、地元の主な伝記物は次の通りである。『岐阜県郷土偉人伝』、松浦秋次郎、同編纂会、昭和八年。『濃飛偉人伝』、河田貞次郎、岐阜県教育会、同年。『濃飛文教史』、伊藤信、博文堂書店、同十二年。『郷土の勤皇家』、岐阜県教育会、正文館書房、同十六年。なほ、現代の人名辞典で主なものに次の二書がある。『幕末維新人名事典』、學藝書林、昭和五十三年。『明治維新人名辞典』、吉川弘文館、昭和五十六年。

- (2) 『海津町史』通史編上、海津町、昭和五十八年。執筆者の吉岡勲は『職禄名譜』(史料編三)に収録された御医師・御医師並・奥御医師・御番医師・御番医見習の中に、その名が見当たらないと記す。筆者も調査したが医師の項目には見えず、ただ、「御馬廻」に速水官次郎(寛保元、延享四年)、「寄合」に速水所左衛門(正徳五、享保八・十六年)の名がある。両者とも維貞より約二世代前である。また、海津市歴史民俗資料館でこの『職禄名譜』全冊の氏名を五十音順に並べ換へてデータベース化してゐる。平成二十五年六月にこの冊子体を同館で閲覧したが、速水姓を右の二名以外、見出せなかった。

- (3) 海津町教育委員会教育長の教示(平成五年十二月十三日付)。また、海津市海津図書館、海津市歴史民俗資料館の教示。

- (4) 太田亮「姓氏家系大辞典」三、角川書店、昭和三十八年。『角川日本姓氏歴史人物大辞典』二十三愛知県、角川書店、平成三年。

- (5) 林董一「支藩考―美濃国高須藩の場合―」(『史学雑誌』七十一ノ十一、昭和三十一年十一月)。『岐阜県史』通史編近世上、岐阜県、昭和四十三年。『藩史大事典』四、雄山閣出版、平成九年。

- (6) 両書とも座田家より妙蓮寺玉龍院(上京区寺之内通大宮東入)に寄託されてゐて、平成六年四月に当時の石崎住職の厚意により借覧した。同書によつて、維貞の出生日は十一月二十九日と判明した。なほ、右の『五家々伝』の「五家」とは、院雑色家の座田、右官掌家の座田、滝口賀茂氏の座田の三家に加へて、院雑色家の原田、田中の二家を併せて指してゐる。

- (7) 名古屋市鶴舞中央図書館の教示、平成二十五年三月十三日付。その後、筆者も当館で調査した。その資料は次の通りである。『幕末維新尾張藩医史』(大田益三、名古屋医師会、昭和十六年)の藩医の列挙表(文化十二年)、『尾張藩社会の文化・情報・学問』(岸野俊彦、清文堂出版、平成十四年)の「第三部 医療の展開と尾張社会」と「史料 天保五年医家姓名録」、『高須人物略誌』(大野正茂編、刊、平成六年)、『藩士名寄』(徳川林政史研究所蔵、PDFファイル公開史料、第六冊、旧蓬左文庫蔵)。また、名古屋博物館が平成二十五年七月に作成した、『尾張藩士三万七千人を検索できるDVD』(名古屋城下お調べ帳)によると、速水の名は二十件あるが玄仲(氏友)は見当たらない(同館学芸課の教示)。
- (8) 延享四年(一七四七)成る。『名古屋叢書』続編二十、名古屋市教育委員会、昭和四十三年。
- (9) 寛政十年(一七九八)〜文政五年(一八二二)成る。『名古屋叢書』続編四、五、六、名古屋市教育委員会、昭和三十九〜四十二年。
- (10) また、速水嘉代三郎、喜代三郎の名が長良村、牛牧村、大塚村、野崎村に見えてゐる。現在の名古屋市中川区・守山区、また、稲沢市に当る。
- (11) 平塚正雄編、大衆書房、昭和四十五年。
- (12) 宝暦六年(一七五六)成る。(11)の書の元版(平塚正雄、一信社出版部、昭和十二年)の中に、『濃州徇行記』に増補する形で、『濃陽志畧』の項目が適宜、加へられてゐる。この美濃国の約半分は正保期に尾張藩が占めてゐて、当地も同藩の速水家と思はれる。
- (13) ブックショップ「マイタウン」刊、平成十年。鷹匠の速水源内、兵右衛門のほか、藤右衛門、三三郎、三之右衛門、甚右衛門の名が見られる。
- (14) (7)の大野正茂の教示による。平成二十五年六月十八日付。
- (15) 沢田小十郎は『尾州武鑑 附高須武鑑』(文化六年)中の「高須武鑑」に、高須藩士として名が載る。『国基題詠集』には旭湾の号である(小十郎と旭湾が同一人物であることは大野正茂の教示による)。また、林正幹は高須藩士で本居春庭に国学を学び、和歌と漢詩ともに秀れてゐた(『海津町史』通史編上)。
- (16) 飯田市立中央図書館の教示、平成二十五年七月十六日付。この資料は次の通りである。小林郊人『下伊那医業史(信濃名医伝)』、甲陽書房、昭和二十八年。『山本村誌』同編纂委員会、下伊那教育会、昭和三十二年。『下伊那史』八、下伊那誌編纂会、平成十八年。郷土雑誌『伊那路』、『伊那』なほ、高須から竹佐に家臣が派遣されても、その逆はなかったかもしれない。
- (17) (1)の『明治維新人名辞典』。また、『国書人名辞典』、岩波書店、平成十一年。
- (18) 『公卿堂上家知行并田緒』十一、慶応、明治初期に写す。宮内庁書陵部蔵。
- (19) 大野郡五ノ里村は現在、揖斐郡大野町五之里となつてゐる。平成二十五年五、六月に岐阜県の畏友、橋本秀雄、浅野義英の両氏が当地に残る榎原家や菩提寺を訪ね、現地調査した結果は次の通りである。近年まで榎原家は二軒あつたが、そのうちの二軒が平成十八年ごろに廃絶した。先祖の墓を整理した上、宅地を大野町に寄付し、その一角に「榎原の終焉」記念碑を建てた。この家と現存する家は明治時代には一つの家であつたが、左左衛門、伊右衛門の家系ではないやうである。明治の初めには、榎原家は数軒あつたが、北海道の開拓に出た家があつた。しかし、その家に関しては当地には現在、何も残つてゐない。『大野町史』史料編(大野町、昭和五十六年)に明治前期に庄屋を務めた榎原姓の者がゐる。それはこの開拓に出た家のやうで、問題の左左衛門、伊右衛門の家筋に当るかもしれないが、今となつては詳しいことは分らない。
- (20) (6)に同じ。『地下家伝』二十にも記されてゐる。
- (21) 前述の座田家伝来の二書と『地下家伝』の記述が一致しないこともあり、その場合は前者に従ふ。『地下家伝』全二十巻(三上景文、弘化元年成る。正宗政夫編、日本古典全集全六冊、昭和十二、三年)。覆刻版(昭和五十三年、現代思想社)の内容と巻は次の通りである。「右官掌座田家」(五)、「滝口賀茂氏座田」(六)、「院雑色座田 紀」(二十)、「院雑色座田 紀」(二十一)。なほ、『京都市姓氏歴史人物大辞典』(角

- 川書店、平成九年）で、座田家を四家として略述してゐる。本稿はこれを参考にしたが、異なる部分もある。
- (22) 平成元年に調査した時点で既に当家の五輪塔が二基、墓地内の無縁墓群の中央に移されてゐた。それには宝永元年（一七〇四）建立、大正元年再建と刻されてゐた。また、重増と重慶の墓碑が積上げられた墓石の中に一部見えてゐて、これらは今も現存する。当家の墓は現当主の居住する関東の地に移されたと思はれる。
- (23) 『地下家伝』の座田本家と右官掌家の系譜を見比べると、本家は秀清―重宣―重次―重時―清次、右官掌家は秀清―清次―重次―重時と続く。清次の名が両家に見えるが、本家の清次は元和元年（一六一五）に生れ、寛文四年（一六六四）に院雑色と右官掌とに補せられ、同九年に右官掌を辞し、三男清永に譲つてゐる。没年は貞享三年（一六八六）である。一方、右官掌家の清次は慶長五年（一六〇〇）に右官掌に補せられ、元和元年にこれを辞した以外は記されてゐない。右官掌家の清次に不審があるが、右の限りでは二人の清次は同名ながら別人物とみなさざるを得ない。以上をまとめると、本家では祖である秀清の長男重宣が院雑色と右官掌との両職に就いたが、右官掌家の伝へでは本家の系譜に見えない秀清の弟の清次が右官掌になった。次に、本家は重宣以下の三代が兼職であるのに、右官掌家は本家の清次を除いた二代を右官掌家の清次に続けて家系を結び、清永に至らしめたのであらう。両家の清次の存在がやはり気になるが、右のやうに解釈しておく。
- (24) 文久三年刊。『新撰京都叢書』二一、臨川書店、昭和六十一年。
- (25) 上賀茂神社からいただいた当社作成（年月日は不明）の賀茂座田家の資料。現当主家は関東地方に在住する。なほ、司氏は岡本家から養子に入り、住居は上京区出町枿形通上ルであつた。
- (26) 平成元年には紀維貞の墓（昭和五十九年再建）と座田家の墓（昭和十八年建）の二基があつた。前者の正面は「正六位下 紀維貞墓」、その右に「明治四十五年二月二十六日以特旨」、左に「被贈正五位」と刻銘されてゐた。現在は後者が残り、前者は「正五位 座田家の墓」（平成八年建）と建て替へられてゐる。現当主家は中国地方に在住する。
- (27) 加藤盛一校注『翁問答』、岩波文庫、昭和十一年。
- (28) 『日本後紀』八、延暦十八年。
- (29) 『国基』安政二年版、大中臣教忠の序。
- (30) 平成二十五年七月二十八日付書簡。とすると、天覧の書は嘉永七年版かもしれない。
- (31) 一般の刊本はこれによつてゐる。なほ、愛媛大学図書館の鈴鹿文庫に五書、岐阜県岐阜図書館に一書がデジタル化資料として公開されてゐる。
- (32) 京都大学附属図書館に、刊年は記されてゐないが、外題が『国基題詠集』で、内題が『国基題詠集』とあり、『国基』とともに合綴された版本が所蔵されてゐる（大正五年に受入）。
- (33) この中に「松蔭」と記した歌二首が掲げられてゐるが、これは美濃出身の儒学者、後藤松蔭であつて、吉田松陰とは別人である。誤解されることがあるので敢へて記しておく。また、歌の部には寄稿した自筆の書がそのまま板刻されてゐる。それも姓がなく、ほとんど名だけが記されてゐて、どういふ人物か不明なものが多いのは残念である。
- (34) 弘化元、二年の間の作である。『梁川星巖全集』一（星巖戊辰集四、玉池生後集、伊藤信、同刊行会、昭和三十一年。この筆蹟の写真版が稲津孫会（長保）『先覚詩人梁川星巖』（稲津頼雄（長佑）刊、昭和三十三年）に掲げられてゐる。この題詞に「紀君の著す所の国基は、その旨、正に余の旧詠に合す。謂はゆる閉門造事、出門同轍なる者なり、因りて録して以て之に贈る」とある。この詩は門人の小林徳方（畏堂）の「皇朝（畏堂）詠史百絶」（天保三年刊）を読んで作つた。わが国と古代中国との国体の相違を指摘し、皇統が連綿と続いてゐることを詠んでゐる。これと『国基』の主旨と一致してゐることをいふ。
- (35) 「丁巳幽室文稿」『吉田松陰全集』四、山口県教育会、大和書房、昭和四十七年。
- (36) (1)、『(41)』の『国基附国基題詠集』。また、妙蓮寺玉龍院の前住職（隠居）緒方不説（玉喜）の直話、平成元年十月二十七日。
- (37) 以下、『乃木院長記念録』（学習院輔仁会、大正三年）による。

- (38) 『先賢遺芳』(京都府、昭和二年)にこの写真版が載せられてゐる。なほ、この書は大正十四年、京都御所で撰宮(後の昭和天皇)が台覧されたものを一書にまとめたものである。
- (39) この本文は(41)の『国民道徳叢書』一の『国基』に付されてゐる。
- (40) 英語の教授、南日恒太郎の記。
- (41) 『国基』の明治以降の出版史を次に記録しておく(叢書の中に収められたものは書名を省略する)。
- 『国民道徳叢書』一、有馬祐政・黒川真造、博文館、明治四十四年。
- 『国民道徳先哲著作』一、宇野哲人、学海指針社、同年。
- 『国基附国基題詠集』、明倫会(平安義会内、代表大國弘吉)、同四十五年。この『題詠集』は完全ではなく、数名分が脱落してゐる。
- 『新詠国基』、足立栗園、如山堂書店、大正元年。一徳会雑誌『一徳』十七の維貞の事績を付すが、誤りが多い。
- 『勤王文庫』二、有馬祐政、大日本明道会、同九年。『題詠集』も収録する。
- 『国基』、横堀竜男、横堀慈眼院(宇都宮市)、同十二年。乃木希典が親交のある父横堀三子宛に国基を送した封筒と乃木の写真、乃木撰文の維貞伝(抄録、三子筆か)が収められてゐる。
- 『国民思想叢書』国体篇中、加藤拙堂、同刊行会、昭和四年。
- 『日本国粹全書』二、遠藤隆吉、同刊行会、同五年。
- 『日本精神文献叢書』五、大東出版社、同十五年。
- (42) (1)の『国事執筆報効志士人名録』一。これより以降、各種の人名辞典類はこの書に準拠してこのことが記述されてゐる。
- (43) 『史学雑誌』二十六ノ四、大正四年四月。
- (44) 前者は学習院刊、昭和三年。後者は第一巻、学習院刊、同五十六年。
- (45) (43)によると、「学習院日記」に「当番初度止宿雨天」とある。
- (46) (44)の『学習院史』に安政元年とあるが、「院雑色座田家伝」の維貞のところ貼られた追加の附箋によると、安政六年と記されてゐる。維貞は同五年に院雑色、六年八月に維貞が没し、同日に家督を相続し、同年十月に父の跡を継いで、学習院雑掌となった。従つて、元年説は誤りである。
- (47) 嘉永五年序、元治元年刊。活字版は(41)の『国民道徳叢書』三に収められてゐる。
- (48) (1)の半井真澄の「贈正五位座田維貞君小伝」。
- (49) (44)の『学習院史』。維貞は読師を務めた雑掌の中でも抜きん出て、「識見も高く学殖も深く：国基の著者である程であるから、儒者としても立派なものである」と評価されてゐる。このことは(43)にも触れられてゐる。
- (50) 『学習院御書籍目録』(東京大学史料編纂所蔵。「溝口家史料」の「健齋筆録」九。大野正茂の教示による)。京都府立総合資料館蔵『学習院書目』。後者に奥書はないが、写本で迎陽館蔵、明治三十八年に当時の府立図書館に寄贈された。図書の献納者は朱書で書き加へられてゐて、維貞のものを次に掲げる。「大学簡解、孝経指解校本、曲江文集、岳忠武王集、唐詩選、大清会典、魏鄭公諫録并統録、十幹集、西域見聞録、群書類従(五十六冊)、報国訓蒙講義、菅家遺誠」、そして終りに追加のやうに「国基、護王大明神祭歌」と記す。『菅家遺誠』は右肩に「三条実香公筆」(室町・戦国時代の公卿)と書き、それを二本線で消してある。「護王大明神祭歌」については後述する。『学習院御書籍目録』によれば、維貞は嘉永二年に四回、安政二、三年に一度づつ献納してゐる(日付の記載のないものもある)。この『目録』と右の『書目』を対照すると、『書目』にない書物は「日少宮魂鎮祭安国祝歌」と「史鑑之序二章」の二点で、逆に『書目』にあつて、『目録』にない書物は「曲江文集」と『菅家遺誠』の二点である。なほ、学習院大学図書館に『学習院御書籍目録』(写本)があるが、同館の教示によると、『国基』と『護王大明神祭歌』は記載されず、所蔵もされてゐない。また、同目録のみにあるのは「令義解」(安政元年、維貞献納)のみである。これらの異同は目録作成時期によるものであらう。ただし、ここで注意しておくべきことは、明治十三年九月に、「京都学習院所蔵の書籍」を始として八十三部、千八百五十一冊を学習院に賜つたといふ事実である(『明治天皇紀』五、吉川弘文館、昭和四十六年)。この中に、右の二書が含まれてゐたかどうかは確証できな

- (51) 『敬事録』は全十二巻、細野要齋の「私的な勤務日誌」で、このころ明倫堂の文庫の書籍の管理をしてゐた。この十一、十二巻が翻刻されてゐる(『愛知県教育史』資料編近世一、愛知県教育センター編、第一法規出版、昭和五十九年)。なほ、『明倫堂御文庫御書物目録』『明倫堂御蔵書目』などの書目録は名古屋市鶴舞中央図書館に二点、名古屋蓬左文庫に六点あるが、どれも『国基』の記載はない(両館の教示)。また、明倫堂の蔵書のほとんどが所蔵されてゐる愛知教育大学附属図書館でも見当たらない(当館の教示)。結局、維貞が学習院と明倫堂に献納した『国基』は現在、所在が不明である。
- (52) 培風館、大正十五年。『和魂漢才説 増補版』、汲古書院、昭和六十二年。
- (53) この中の「雑著甲乙録」七、享保十三年。後に、谷干城刊、明治四十三年。
- (54) (52) に同じ。
- (55) (21) の『京都市姓氏歴史人物大辞典』。また、(52) にも「座田司氏氏談」としてその旨が記されてゐる。『地下家伝』廿九によると、久公は文化九年に生れ、氏は和氣で、小畠家を称号として、嘉永四年に従六位下に叙せられ、豊前介(異本で豊後介)に任ぜられてゐる。当家は京都市右京区京北中江町(前、北桑田郡京北町山国)の旧家で和氣清麻呂を祖とする当家限りの伝承がある。しかし、それを証する史料や清麻呂墓は後世の偽作であり、付会であることは次の研究によって明らかにされた。筆者は平成元年二月二十三日に当地に行き、小畠家の墓地で風化した「和氣廟」を調査し、当家で話を聞いた。今となつては、和氣清麻呂の系統とは縁遠く、何の関心も寄せてゐない印象であつた。ただ、ここで維貞と久公との交流があることに留意すべきである(後述)。
- 野田只夫『丹波国山国莊史料』、史蹟刊行会、昭和三十三年。
 竹田聰洲『民俗仏教と祖先信仰』、東大出版会、同四十六年、『竹田聰洲著作集』二、国書刊行会、平成五年。
 同『近世村落の社寺と神仏習合―丹波山国郷―』、法蔵館、昭和四十七年。『同著作集』四、国書刊行会、平成九年。
- (56) 仲村研「大系 仏教と日本人」九、「民俗と儀礼」、春秋社、昭和六十一年。
- (57) 竹内秀雄『天満宮』、吉川弘文館、昭和四十三年。
- (58) 小野種徳謹書、先達大久保稲吉、世話人信徒建立。富士登山の記念碑であらうとされてゐる。同神社宮司小町守の教示による(平成二十五年四月十五日付)。
- (59) (38) に同じ。ただし、写真版の方は追申が省略されてゐる。前者が(1)の『国事軼掌報効志士人名録』、後者が(1)の「贈正五位座田維貞君小伝」。
- (60) この書簡は連胤の分家の鈴鹿三七旧蔵。日付は弘化四年十二月二十八日。翌年二月二十八日に嘉永に改元、四月に北野建碑であつた。時期が早くて加藤は疑問視してゐるが、前もつて編集の準備してゐたのであろう。
- (61) 『続日本随筆大成』七、吉川弘文館、昭和五十五年。
- (62) 『日本随筆大成』旧版、第三期第六巻、吉川弘文館、昭和五年。
- (63) 『梁川星巖全集(紅蘭詩集)』四、富永覚夢、同刊行会、昭和三十三年。
- (64) (44) の『学習院史』。なほ、八田知紀は(62)で「御学校の掛軸」としてゐるが、これは誤りで、(44)の『学習院百年史』には、聯の写真が収められてゐる。
- (65) 『続徳川実紀』天保十三年十月、『続国史大系』四十九。
- (66) 小林健三「和魂漢才説の成立とその歴史的意義」『神道史研究』十七ノ五・六、神道史学会、昭和四十四年十一月(『教育力としての国学』錦正社、同四十五年)。
- (67) 『史談速記録』四十二、史談会、明治二十九年。
- (68) これと似た話に画家、菊池容齋に関はるものがある。容齋が天保七年に版行した『前賢故実』は歴史上の人物像を集めた画集で、この中に清麻呂像がある(これが後世の清麻呂の銅像、肖像画の基礎になつた)。鷹司がこれを孝明天皇に献上し、この時の叡感が追贈に繋つた(『大日本人名辞書』、田口卯吉、明治十九年。『本朝画家人名辞書』、狩野寿信、同四十一年。『本朝画人伝』三、村松梢風、中央公論社、昭和四十七年)。なほ、『前賢故実』では、『扶桑画人伝』(古筆了仲、

- 明治十七年)を出典として記してあるが、同書にこの記述は見られず、明治天皇への献上として述べられてゐる。
- (69) 湯本文彦、和氣会(東京)。会長は鷹司政通の孫である鷹司熙通。明治三十二年。
- (70) 維貞自筆の原本はもと座田司氏蔵。昭和二十五年に妙蓮寺玉龍院住職の緒方不説(玉喜)が護王神社に寄託し、現在、同社に所蔵され、軸の表書に「和氣公一代記」と記す。この写真版が(38)と(1)の『郷土勤皇家遺芳帖』に載るが、下書きであり、維貞独特の一筆で書き流す連綿体で非常に読みづらい。翻刻は右の(1)、(38)と(52)にあるが、異同があり、誤植、誤読も散見される。そこで、本稿は護王神社蔵を底本にし、三種類の草稿の読みと建議書を参照して、漢字仮名交り文で翻刻する。
- (71) 前者は「徳の多い者には高官を与へ」「手柄の多い者には厚賞を与へ」といふ意味である(『国訳漢文大成』服部宇之吉、山口寮常訳並註、東洋文化協会、昭和三十一年)。後者は「善行を勉め励む者は官職に就いて励まし、仕事に務め励む者は賞によって励まされ」と解する(『全釈漢文大系』池田末利校注、集英社、同五十一年)。(38)では「懋」ではなく「歴」とする。
- (72) 唐の白居易の六帖と宋の孔伝の続六帖を合せた書である『白孔六帖』四十九、賞賜一にある。また、清の『淵鑑類函』百四十四、政府部、賞賜三にも同じ文がある。ただ、「不致賞」は「勤不賞」(勤めて賞せざれば)とする。この出典については、京都産業大学小林武教授の教示による。
- (73) 『時代別国語大辞典室町時代編』二、三省堂、平成元年。「ごおう」と発音することから、護王善神社、あるいは、午王神社と漢字表記する例もあった。
- (74) 宮内庁書陵部蔵。前述の学習院読師、三条西家侍の坂上康敬が宣下の日に詠んだ長歌と維貞の長い詞書と短歌が一軸の巻物として残る。維貞の筆蹟は独特の筆法で自筆と判断できる。前述の通り、「学習院書目」に維貞が「護王大明神祭歌」を献納したと記されてゐる。この「祭歌」は「祝歌」のことであらうが、なぜ「護国」としてゐるのか理由は不明である。「護王」より「護国」の方がふさはしいと意図的に考へてのことであらうか。ただし、文中では「護王」とする。
- (75) (52)に同じ。
- (76) (52)に同じ。なほ、この碑はその後、明治三十一年に清麻呂の墳墓の碑が立て替られたのに伴ひ、墓碑の向つて左側に移転され、さらに昭和八十年の境内の大改修のときに、墳墓に入る登り口の手前の山道に移され、現在に至つてゐる。
- (77) 「白川石、台三重、高一間五尺五寸」である(『護王神社誌』、和氣公千二百年奉賛会、昭和七年)。あと一人の監造は「熊沢織部(紀朝臣直温)とある。この燈籠は護王神社が明治十九年に現在地に遷座された際に移され、本殿の外陣の前に設置され、続いて、平成十八年、本殿の左右横に移転した。本殿に向つて右側の燈籠は側面の左側に維貞、左側の燈籠は右側に維貞の名が刻まれてゐる。つまり、本殿の左右にそれぞれ近い場所に維貞の名が置かれてゐる。奉献の第一が維貞であることを示すのであらう。
- (78) 願書は半井真澄が維貞への贈位を建白した書に添へた参考資料に付す(後述)。また、この趣旨は(1)の半井真澄の最初の「小伝」に記す。「人、剛にあらざるよりは焉ぞ仁を得ん：妖氣を掃蕩して紫宸を清む」と、「公、微せば天日、中する能はず：優恩、詔下りて誠忠を表す」との二首(『梁川星巖全集』二、伊藤信、同刊行会、昭和三十一年)。ただし、この詩は嘉永元年四月から十一月の詩を収録した「日支峰影集(二)」に収められてゐて、時代が合はしない。しかし、内容から言へば贈表の後である。全集の編集上の手違ひであらうか。なほ、「正一品」とは「正一位」のことである。
- (80) 護王神社蔵。「忠節清高、徳是れ香し」で始る七言絶句。大綱は自坊が黄梅院で、大徳寺住持を務め、歌僧として知られる。
- (81) 豊橋市立中央図書館羽田文庫(旧羽田八幡宮文庫)蔵。
- (82) 『梁川星巖全集』五、伊藤信・森義一、同刊行会、昭和三十三年。この書簡は同書に「神戸市・座田重孝氏蔵」と記す(同氏は前述した院雑色座田家の本家の流れで、同二十二年に没)。なほ、この書簡の写真版が(34)の『先覚詩人梁川星巖』に掲げられてゐる。

- (83) 巻頭に錦絵があり、和気清麻呂卿に「斤言定まりて乾坤を定め、一挙にして太陽を捧ぐ」、また、満開の桜を背にして立つ「貞婦広虫」に紀維貞の名で、この歌を掲げる。
- (84) 民友社、明治四十年。なほ、同書で自著の天覧を介した者を「近衛篤熙」とするが、これは祖父の「忠熙」の誤りである。従って、(1)の『幕末維新人名事典』における溝口直諒の項の記述も訂正すべきである。
- (85) (84)の書の口絵写真に、その画が贈り先の名を付して記されてゐる。これらの書状十二点が『溝口家史料』として東京大学史料編纂所に所蔵されてゐる。
- (86) (84)の書状十二点が『溝口家史料』として東京大学史料編纂所に所蔵されてゐる。
- (87) 以上の論著のうち、(84)に「報国勸告二説御増補」と記す「勸告」は「勸学」の誤植である。『報国説』は安政二年、『勸学説』は嘉永六年に成り、どちらも『健斎筆録』として収められてゐる(右の『溝口家史料』)。この「二説御増補」とは『報国勸学二説備考序跋』(同所蔵)のことであらう。この稿本を維貞に貸した旨のことが長祚から健斎への書簡に述べられてゐる。なほ、維貞が安政三年、学習院に奉献した図書の中に、健斎の著書『報国訓蒙講義』が収録されてゐる(50)の前二者の目録)。維貞と健斎は実際に会ったことはないだらうが、交友の深さが知られよう。
- (88) (86)に同じ。(84)にこの書状が翻刻されてゐる。この時期は文中に「左府様」とあるので、忠熙が左大臣に就いた安政四年一月から健斎が没した同五年六月の間のことである。なほ、これとは別に、維貞が同二年に「国基」を忠熙に献じた礼状が村岡筆で送られてゐる。この写しが半井真澄の「建白書」(後述)に収められてゐる。
- (89) (1)の『国事執筆報効志士人名録』一。
- (90) 全十巻のうち巻一。明治二十四年九月〜同二十五年十月。海江田信義 親話、西河称編述、大正二年刊。
- (91) 『橋本景岳全集』二、日本史籍協会編、東京大学出版会刊、昭和五十二年覆刊。
- (92) (91)に同じ。
- (93) 小高旭之『漂泊の志士―北有馬太郎の生涯―』、文芸社、平成十三年。
- なほ、同書に維貞の家(後述)が「鴨川の流れを隔て、田中河内介の屋敷の西側にあたる」と述べ、あたかも二人が交際してゐたかのやうに暗示してゐる。しかし、河内介は嘉永三年三月までは東山区の八坂の塔の下に住んでゐた(豊田小八郎『田中河内介』、河洲公顕彰臥龍会、昭和十六年)。従って、右の記述は不正確である。
- (94) 『幕末維新京都史跡事典』、石田孝喜、新人物往來社、昭和五十八年。京都市歴史資料館の裏のあたりであるが、石標はない。
- (95) 第四十二巻。『名古屋叢書』二十一、随筆編四、名古屋市教育局教育委員会、昭和三十六年。
- (96) 西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』、吉川弘文館、平成二十年。
- (97) (96)に同じ。
- (98) 三巻のうち下巻。佐治次太郎著、内野弥斗治刊、明治十一年。これが伝記の根本となつて、以後、これに基づいて各種の人名辞典に記述されてゐる。
- (99) この長歌は次の書に収められてゐる。『勤王文庫』五、詩歌集、福井久蔵・平野彦次郎、大日本明道会、大正八年。『むかしのおもかげ』、武藤元信、同遺著刊行会(金沢市)、大正十四年。『増補大日本女性人名辞書』、新人物往來社、昭和五十五年。
- (100) 江戸時代の公家の名鑑である『(年々改正)雲上明覧大全』で、萬延元年版(京都大学文学部図書館蔵)に「見習座田尾張介」、文久二、三年版(同附属図書館蔵)に「座田左兵衛尉」と記すのは維貞(正確には少尉)のことである。素説のことは『国事御用参勤記』(学習院雑掌日記)、文久三年三月二十日より同年八月十九日まで記録)に記されてゐる(東京大学史料編纂所蔵)。毎日、最初に「例刻より(素説)とあり、時々、「御会後より素説」と記す。なほ、住居は上京区寺町通広小路上ルで、養父維貞の近くにあつた。
- (101) 祐三郎は不行跡のことあり、今の北区紫竹栗栖町に逼塞して暮してゐた(36)の直話と(105)。なほ、当主は明治四十一年に廃家となり、長男の彦太郎が家督相続してゐる。となると、次男の謙二郎は早逝してゐたのであらうか。
- (102) (96)に同じ。また、小林文広『明治維新と京都 公家社会の解体』、

臨川書店、平成十年。

(6) の「座田家伝」の付箋による。一方、座田本家の場合はどうかを見てみよう。重慶は右兵衛大尉であったが、分家の維直と同じ経過をたどり、失職して京都府貴属士族になったが、明治四年に二十八歳で没した。その養子の重秀は同七年に東京府貴属士族になり、内務省、警視庁を経て、文部、属として勤めた。同十二年、文部大臣森有礼が刺客に暗殺された時、護衛してゐた重秀は仕込杖で犯人を斬殺するといふ事件に捲き込まれてゐる（犬塚孝明『森有礼』（人物叢書）吉川弘文館、昭和六十一年）。両家ともに旧職の延長のやうな仕事に就いたが、発展した本家比べて、分家は窮乏した生活であった。

(104) 『明治天皇紀』十二、吉川弘文館、昭和五十年。
(105) 『贈位内申書』件名番号五、故座田維貞（京都府）、国立公文書館内閣文庫蔵。この筆蹟は、護王神社に残る祝詞の筆蹟から見て、半井真澄の自筆と判断できる。

なほ、護王神社に半井が当社の用紙に記した『座田維貞君贈位建白扣』が所蔵されてゐる。これには明治四十一年二月付の「建白」が書かれ、宛先は宮内大臣田中光顕になつてゐる。「小伝」の末尾に「真澄云」として付記があり、次のことが分る。まづ、維貞の死去の年について、当初、史料が少く、「雲上明覽」に文久二年まで学習院雑掌に維貞の名を記し、その後、見られないことから、同年に没すと推定した。その後、再調査して安政六年と判明したので、その年までの三年間、維貞の「喪を秘し」、翌文久三年に維直が「家督相続せし」と述べる。しかし、相続は維貞の没した当日の八月二十二日が正しい(46)。なほ、(100)の『雲上明覽大全』で確認すると、確かに萬延元年版と文久三年版に学習院雑掌に「座田右兵衛大尉」とあり、文久三年版には記されてゐない。その理由は不明で、また、半井の言ふ、死去を隠す事情も考へにくい。ただ、維貞の出自に分らないことが多く、(1)で述べた通り、岐阜県側の資料では維貞の没年を安政四年、享年六十五歳と誤つてゐることと併せて、最後に至るまで不分明なことが多く付き纏つてゐることを付記しておく。

と述べる。その上、誤りが多く、不正確である。ただ、筆者の手許にある史料以外のことでは新しく分つたことは次の通りである（この記述を信用するとして）。維貞の子に職綱がゐて、粟津家の養子になった、維和が早く死去したので、その妻の政江が再養子の維直と再婚した、維貞の孫で男三人のほかに、主尾がゐて矢野家に嫁した、の三点である。ちなみに、(1) (41)の『国基附国基題詠集』の口絵写真（元旦試筆と肖像画）の絵葉書が袋に入れられ、また、巻末に肖像画を線描で大きく模写した絵が綴られてゐる。

(106) (41)の足立栗園『新訳国基』に付載する「一徳」十七（山内於免次郎刊）。一徳会は心学者の柴田鳩翁の流れを受け継ぐ明倫舎内にあり、心学を講じてゐた。右の足立は石田梅岩の『都鄙問答』（岩波文庫、昭和十年）の校訂をしてゐる。

(107) 久保田収「孝明天皇と朝幕関係の変転」、『神道史研究』十四ノ五・六、神道史学会、昭和四十一年十一月。

(108) (102)に同じ。また、佐竹朋子「学習院学問所の果たした役割」（『近世の天皇・朝廷研究』二、朝暮研究会編、学習院大学人文科学研究所刊、平成二十一年三月）。

(109) 『平安人物志』（嘉永五年）に取上げられた人物の詩歌の短冊を集めたもの。小笹喜之編著、平春生補編、思文閣出版、昭和四十八年。

(110) 短冊の写真版。森繁夫編著、昭和三年。それ以前に刊行された『歌人筆蹟考』を増補。維貞についての解説に「国基附国基題詠集」所載座田家襲蔵の書及鈴鹿文庫蔵自筆書類等に照合、確認したるものなり」とある。

(111) (106)に添へた「参考書」に所載。

(112) 短冊の写真版。(38)に同じ。

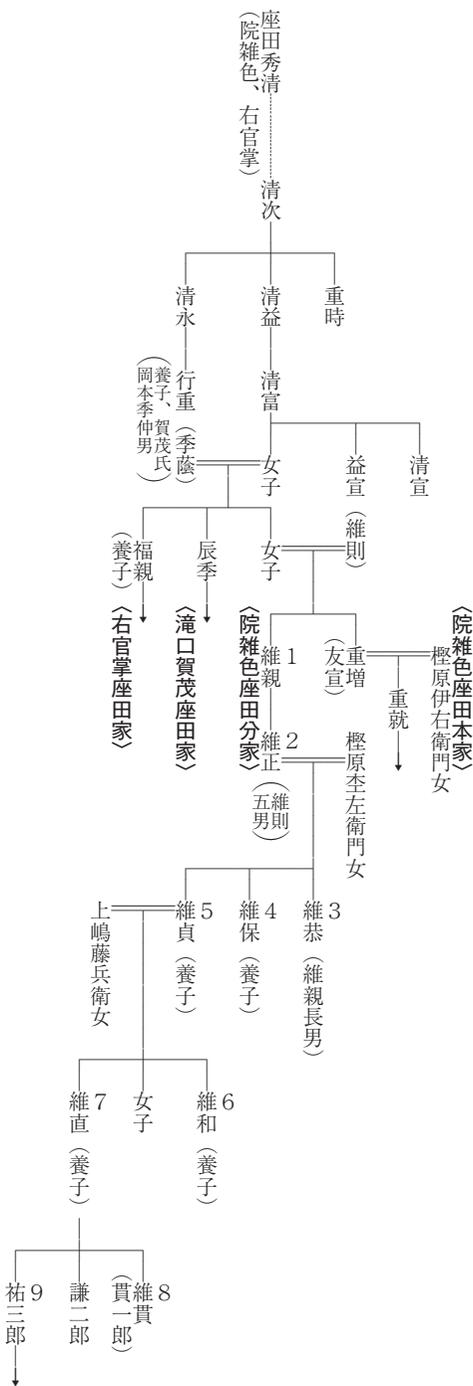
(113) 後集十八。上田少蔵（光陳、堂山）・上田光美編、前集は天保十年刊、後集は安政四年刊、山口県立山口図書館蔵。前集に「延齡松等の題にて、公卿、文人、雅客の詠める詩歌を集めたるもの」と解説する。

(114) (1)に同じ。写真版で収録。「妙蓮寺塔頭玉龍院蔵」とあるが、現在、当院には所蔵されてをらず、護王神社に寄託されたと推定されるが、当社にも存在しない。

- (115) 『職原鈔』下(『群書類従』五、系譜部・伝部・官職部)。
- (116) (1) (41) に同じ。写真版で収録。同書にこの詩は妙蓮寺玉龍院から護王神社に寄託されたと記すが、現在、当社に所蔵されてゐない。この詩は右の「初雁」の歌と並べて、(106) の半井真澄の建白書に付けられてゐる。
- (117) 弘化元年は十二月二日に改元、二年の元旦に前述の詩を詠んだ。従つて、この詩は弘化三年(五年(二月二十八日、嘉永に改元)の間といふこと)になる。
- (118) 『拾芥抄』中(『増訂故實叢書 禁秘抄考証 拾芥抄』、吉川弘文館、昭和三年)。
- (119) 訓読は諸説あるが、江口孝夫の訳注(『講談社学術文庫、平成十二年)による。
- (120) 飯田忠彦、藤原長経、中臣(鈴鹿)連胤等著、嘉永四年、京都府立総合資料館蔵。
- (121) (86) の『溝口家史料』のうち、『健斎筆録雑編』二。この書は維貞が『国基』を浅野長祚を通して溝口に贈り、溝口はこれを読んで意見を述べ、自著『報国訓蒙講義』を維貞に贈つた。維貞はこれを読んで、この詩と読後感を溝口に送り、その手紙で南朝正統説を主張してゐる。この書は、維貞の右の詩と書簡を溝口が筆写して、それぞれに解説をつけて一本としたものである。なほ、その日付から詩を作つたのは安政三年十月以前となる。
- (122) 第四句について、(84) は「千秋萬古」とするが、これでは意味が通じず、誤りである。さらに、安政五年正月、健斎が浅野長祚に宛てた書簡で「永久千秋萬歳」としてゐるが、やはり誤読、誤植してゐる。
- (123) 第四卷、岩波書店、平成二年。(17) の『国書人名辞典』国文学研究資料館『日本古典籍総合目録データベース』。
- (124) この図書カードにも記されてゐて、さらに「座田維貞著」とある。『国書総目録』は全国の図書館から送られてきた図書カードの複写によって編集したものであり、これに基づいて、維貞の著作と判断したのであらう。従つて、これにより、データベース化した(123) も同じ結果である。
- (125) この図書カードには維貞の名は記されてゐない。
- (126) 『諸唄図会』と『諸唄図集』の写本はこのほかに、国立公文書館にあるが、奥書がない。
- (127) この写本が維貞の著として、お茶の水図書館(石川文化事業財団)の成算堂文庫に所蔵の旨が『国書総目録』と(123) のデータベースに記載されてゐる。しかし、同館に問ひ合せると、写本は存在せず、慶安、明暦、寛文年間の版本が所蔵といふことであつた。
- (128) 『群書解題』六、神祇部、『神祇道服紀令秘録』の条、統群書類従刊行会、昭和三十七年。
- (129) 『日本後紀』八、延暦十八年。
- (130) 『吉田松陰全集』(定本)五、山口県教育会、岩波書店、昭和十年。
- (131) 同、八。
- (132) 同、七。
- (133) (35) に同じ。『国基』については先に触れた。
- (134) 『橘曙覧伝并短歌集』、山田秋甫、中村書店、大正十五年。
- (135) 前者は無窮会図書館神習文庫蔵、後者は護王神社蔵で、「卿」は「公」になつてゐる。この書は奥書によると、「伊勢の川口常文が請により：絵入りにして記述したもの」であるが、刊行に至らず、写本で伝はつた(矢野太郎「矢野玄道の著書及び解題」『伝記』四ノ五別冊、昭和十二年五月。同「矢野玄道」、愛媛県教育会発行、松山堂書店発売、昭和八年)。なほ、愛媛県大洲市立図書館矢野玄道文庫には所蔵されてゐない。
- 以下、この項、拙稿「神護寺蔵『和氣氏三幅対』の成立と訓釈」(『京都産業大学論集』人文、四十六、平成二十五年三月)に既述した。ただし、この拙稿で「和氣氏三幅対」を奉納した半井瑞雪を半井宗閑であると、通説によつて記述したが、発行後に、これは誤りで、瑞雪は瑞直と同一人物であり、兄の宗閑は無関係であることが判明した。その根拠の要旨は、東京半井家に伝はる「和氣朝臣家系図」、そのほか二種の系図により半井成信(瑞桂)の子、瑞直(琢庵)が後に瑞雪と改め、これを法名としたことである。これをもとにして改稿したものを既に用意したが、この機会に本稿でも記しておく。

- (136) 『近世風俗見聞集』一、二、国書刊行会、昭和四十五年。『続日本随筆大成』別巻二一四、吉川弘文館、昭和五十六年、七年。ただし、ともに抄出本。
- (137) 奈良原吉野町の阪本竜門文庫蔵。これは明暦二年に神護寺から奉行所宛に書き上げたものを文化五年に立原翠軒が手写したものである。
- (138) 国立公文書館内閣文庫蔵『神護寺靈宝目録』。和氣公関係のものは記されてゐない。
- (139) 『日本随筆大成』三期七巻、吉川弘文館、昭和五十二年。
- (140) 愛知県西尾市立図書館岩瀬文庫蔵。
- (141) (69) に同じ。
- (142) 『護王大神記』。(55) の和氣久公原著、角谷隆音増補、明治七年序、同十年刊。また、矢野玄道は前述の通り「神護寺の秘庫に伝りし」との伝聞を述べてゐる。
- (143) (69) の序
- (144) 当社でこの拓本の書に添へて、次の説明書を付けてゐた(揮毫者は半井真澄と思はれる)。「此一ひらは吾祭神の御真蹟と称へ、高雄山神護寺に伝へし所のものなり、人よく此語の心をころとして生涯怠慢なくば、その身もうら安らかに家も富栄えぬべし」
- (145) 『続大宇佐郡史論』、大野精一、宇佐史談会、昭和六年。
- (146) 当社称宣、福江国彦の教示、平成五年三月二十六日付書簡。
- (147) 谷保天満宮の碑文は太宰府天満宮宮司の西高辻信貞の揮毫、台座に遺誠の文章を訓読した文章を刻銘する。当社宮司、津戸最の教示、平成二十五年五月一日付書簡。岩津天満宮の碑文は「和魂漢才」の文字のみである。当社宮司、服部憲明の教示、同四月十八日付書簡。
- (148) 『しのぶ草』(『八田知紀家集』)、安政三年刊。「満」は「まろ」と読み、名乗字として使はれる。ちなみに、上田秋成は『忠烈三英義烈三英』(文化三年)ころ成る、天理図書館蔵)で「和氣清万侶」と書く。
- (149) (86) に同じ。以下の番号は『溝口家史料』の整理番号、①三四五―七附、七、安政四年、溝口健齋宛。九、京極宛。十、同。②三五四―八、島田宛。③三五四―十一、宛先不明。
- (150) (69) に同じ。ここでは建議の正文を掲げる。
- (151) 『大学・中庸』、金谷治訳注、岩波文庫、平成十年。
- (152) 「再び和氣ノ清麻呂と足立山との事に就きて」(明治三十六年。『鷗外全集』二十五、岩波書店、昭和四十八年)。ここで、この本は「宗教上の趣味を帯びたる著述」で「その引ける所の古文書、社寺縁起の類には、白日の光に照して歴史上に観察するときは、輒く首肯し難き事も少からねど」、参照したと前置きしてゐる。久公自身も序で「事跡に於ては：巡見正調の日記を以す、故に請ふ疑議する莫れ」と前もつてことさら言つてゐるほどである。なほ、この書の増補者、「出版人」とも市内の寺院の住職である。
- (153) (55) に同じ。
- (154) (93) の『田中河内介』。小河一敏宛の書簡。
- (155) (91) に同じ。

〔付図〕
座田四家略系図（院雑色座田分家を中心にして）



〔付表〕座田維貞関係略年表

年号	西暦	年齢	事項
寛政十二	一八〇〇	1	十一月二十九日、維貞生れる(父は一説に、美濃国高須の医師、速水玄仲〔氏友〕)。
天保五	一八三四	35	維貞、このころか京都に出て、院雑色座田維正の養子となる。八月、院雑色に補せられる。ついで、同月、従六位下に叙せられ、美濃介に任ぜられる。
〃六	一八三五	36	維貞の著す『国基』の稿成る。
〃八	一八三七	38	七月、維貞、『国基』を刊行。
〃十三	一八四二	43	三月、維貞、従六位上に叙せられ、右兵衛大尉に任ぜられる。
〃十四	一八四三	44	十月、学習所(後の学習院)の設置が決る。
弘化元	一八四四	45	この年か次の年、関白鷹司政通、和氣清麻呂の書を仁孝天皇の勅覧に供し、皇太子(後の孝明天皇)、感服される。
〃三	一八四六	47	閏五月、学習院、設置される。維貞、同雑掌に任ぜられ、庶務を担当する。
〃四	一八四七	48	三月、学習院、開講。維貞、素読・会説の手伝いをする。
嘉永元	一八四八	49	四月、和魂漢才碑を北野天満宮に建立。維貞の需めによる揮毫あり。維貞の解説も刻銘される。
〃二	一八四九	50	九月、維貞、「和氣公追褒の建議」を鷹司政通に建白、ついで鷹司、孝明天皇に奏請。
〃三	一八五〇	51	三月、維貞、正六位下に叙せられる。
〃四	一八五一	52	三月十五日、孝明天皇、神護寺境内の和氣清麻呂を祠る護法善神社を護王社と改め、同社に正一位護王大明神の神階神号を授けられる。 維貞、「護国(護王)大明神神階神号宣下二付祝歌」をつくる。 「和魂漢才實事篤行」碑を鷹司政通により護王社前に建立(後に、当社の御遷座後、神護寺境内の和氣清麻呂の墓地内、ついで、墓の登り口に移す)。 十月、維貞、「護王大明神御神燈」と刻す燈籠一对を護王社前に奉納(後に当社の御遷座後、その境内に移す)。

年号	西暦	年齢	事項
〃五	一八五二	53	二月、維貞、神護寺普賢院名により、江戸の浅草寺境内に和氣清麻呂の神社を建立するやう尽力するも実現せず。 「晋家遺誠」を維貞の解説を付して刊行(二月序)。 六月、和魂漢才碑を大坂天満宮に建立、維貞の需めによる揮毫あり。
安政二	一八五五	56	維貞、『国基』を鷹司政通に進献し、ついで天覧。 六月、維貞、右のことに触れた大中臣教忠の序を付して『国基』を再刊。
〃四	一八五七	58	七月、維貞、『国基』を学習院に献納。 十月、維貞、『国基』を尾張藩校明倫堂に献納。
〃五	一八五八	59	閏五月、維貞、『国基題詠集』を刊行。 二月、橋本景岳、入京中に維貞に接触しようとする。 九月、有村俊斎(海江田信義)、維貞の動静を探るため自宅を訪れる。
〃六	一八五九	60	三月、黒沢登幾、京都に上り、長歌を維貞に託し、徳川斉昭の冤罪を東坊城聡長に訴へ、朝廷に達す。 八月二十二日、維貞、没す。京都の妙蓮寺に葬られる。
明治四十二	一九〇九		七月、乃木希典、『国基』を刊行し、知己に配布し、維貞の孫、祐三郎にも贈る。
〃四十三	一九一〇		五月、乃木希典、「紀維貞略伝」を自筆石版で刊行。
〃四十五	一九一二		十月、護王神社宮司半井真澄、維貞への贈位を首相に建白。 二月、維貞、特旨をもって正五位を追贈される。

SAIDA, Koresada

—The praiser of WAKE-no-Kiyomaro—

Isao WAKAI

Contents

1. birthplace, the HAYAMI House (速水家), government service
2. four SAIDA's families (座田四家) line
3. the publication of "kokki" (国基) and "kokkidaieisyu" (国基題詠集)
4. the general affairs in Gakusyuin (学習院)
5. "kankeyuikai" (菅家遺誠) and the theory of Japanese spirit combined with Chinese classics (和魂漢才説)
6. The praise of WAKE-no-kiyomaro (和氣清麻呂)
7. movements in later years and personal criticism
8. death, posthumous award, a significance
9. Japanese poem of thirty-one syllables, Chinese poem, doubtful writings by SAIDA Koresada (座田維貞)
10. Truth of "Ware hitori tenchi ni hazu" (我獨慙天地) by WAKE-no-kiyomaro's (和氣清麻呂) handwriting
<an attached chart>
An abbreviated genealogical table of four SAIDA families (座田四家)
<an attached table>
An abbreviated chronological table on SAIDA Koresada (座田維貞)

Keywords: SAIDA Koresada (座田維貞), Kokki (国基), Gakusyuin (学習院), The theory of Japanese spirit combined with Chinese classics, WAKE-no-kiyomaro (和氣清麻呂)